

入札説明書（参加資格要件以外）に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	3	第2	2	(3)			事業の目的	意見	事業目的に市の職員の方々の事業または業務の継承が含まれておりませんが、提案においてはそのように理解して提案して構わないという理解でよろしいでしょうか。	職員の技術継承は重要なことと考えており、本事業を行うことによる技術継承の考え方については、これまでの公表資料において、お示ししているところですが、ご提案については任意になります。
2	5	第2	5	(2)			任意事業	質問	事業期間中の経済環境等の変化により任意事業の継続が困難になった場合の任意事業中止等に関して制約事項を想定されていれば教えて下さい。	任意事業の中止が外的要因により行われる場合は、条件付き提案としてご提案ください。条件なしで履行を保証する表現で提案する場合は履行義務が発生します。
3	5	第2	5	(2)			任意事業	質問	提案後事業開始までの経済環境等の変化により任意事業の実施が困難になった場合の任意事業中止等に関して制約事項を想定されていれば教えて下さい。	No. 2の回答を参照ください。
4	6	第2	7				事業者の収入 表2 サービス購入料の構成	質問	統括責任者、業務責任者も対価の対象となっていますか。また業務責任者は各1名としてみられていますか。	前段については、統括責任者及び各業務責任者に係る人件費がサービス購入料Cの対象になるのかについての質問であるとの前提でお答えしますと、サービス購入料Cの対象となります。 また、後段の各1名かどうかについては、事業費を積算する上での質問であるとの前提でお答えしますと、本市の予定価格の積算上、本事業の実施にあたり業務責任者に係る費用を見込んでいますが、積算に係る内容であるため詳細については差し控えてさせていただきます。 なお、サービス購入料Cの見込みについての考え方は、守秘義務対象資料として希望者に開示した参考資料No. 6（特別目的会社に関する経費について）を参照ください。
5	7						サービス購入料C	質問	2行目及び3行目の記述の最後の「（※含む）」の意味を教えてください。	入札説明書の表3において、「SPC経費」と示された項目の他、「※」で示す項目についても一部SPC経費となるものがあり、それらを含めたものがサービス購入料Cの対象となる、という意味です。 なお、表3の詳細については、No. 7の回答を参照ください。
6	8						表3	質問	提案書指定様式のSPC経費（添付1-⑤）には、当表3でSPC経費として示されている項目と整合して入力する必要があるのでしょうか。	項目を整合させる必要はありませんが、添付1-⑤に既に記載している項目を参考に、可能な範囲で具体的に記載してください。
7	8						表3	質問	表の下に記載されている注記◎の2段目の意味を詳しく教えてください。	表3では、設計業務及び施工業務について、要求水準書で求める要求事項として実施する各業務に係る経費が、SPC経費に含まれるか、それとも設計費、工事費又は断通水作業費のいずれかに含まれるかを示しています。ただし、業務の中には、基本的には設計費、工事費又は断通水作業費のいずれかの経費に含まれるものの、一部SPC経費に含まれるものもあり、当該業務に関しては、SPC経費の欄に※をつけています。 SPC経費に含まれる業務について、守秘義務対象資料として希望者に開示した参考資料No. 6（特別目的会社に関する経費について）においてその考え方を示したところです。
8	9	第2	8				削減率	質問	予定価格は公表されないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、事前に公表はしません。
9	9	第2	8				削減率	質問	予定価格に消費税（10%）は含まれるのでしょうか。	予定価格には、消費税は含まれません。
10	9	第2	8				削減率	質問	削減率は提案者からの提案ではなく、事業者の入札価格と予定価格から市が自動的に計算して確定されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書（参加資格要件以外）に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
11	9	第2	8				削減率	質問 入札説明書P.19では入札価格は消費税抜きで入札し（入札価格と定義されている）、当該入札価格に消費税を加えて落札価格となることが説明されています。ところが、入札説明書P.9削減率説明において、説明文には予定価格から入札価格を減じた～、とされていますが中段の(1)(2)数式説明では落札価格とされています。矛盾がありますが、どちらが正しいのでしょうか。	正しくは、「予定価格から入札価格を減じた～」となりますので、入札説明書を修正します。
12	11	第3	3	(1)	ア		入札参加者の構成	質問 「構成企業とは、SPCに出資※4し、事業開始後、計画、運営、設計、施工、施工監理の各業務及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを担う（SPCからこれらの業務を受託・請負をする場合を含む。）企業をいう。」と記載がありますが、各業務の再委託となった場合においても構成企業として出資を妨げるものではないという認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	11	第3	3	(1)	ア		入札参加者の構成	構成企業（SPCに出資）は、計画、運営、設計、施工、施工監理の各業務及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを担うことになるが、その業務に係る委託・請負はSPCと直接契約するほかに、自社以外のSPC構成企業等から業務を受託・請負をする形態であっても問題ないのでしょうか。	問題ありません。
14	11	第3	3	(1)	ア		入札参加者の構成	質問 ※1 構成企業とは、SPCに出資し、事業開始後、計画、運営、設計、施工、施工監理の各業務を及び本事業全般の経営に係る業務のいずれかを担う企業をいう、とありますが、業務を担う際の契約形態はSPCから直接受託・請負う場合に限定されず、構成企業等から受託・請負う場合も含まれると理解しておりますが、その考え方でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	11	第3	3	(1)	ア		構成企業	質問 複数の構成企業にて共同企業体（JV）を組成し、SPCから業務を受託・請負することは可能でしょうか？	可能です。
16	11	第3	3	(1)	ア		構成企業	質問 構成企業はSPCに出資し、SPCから業務を受託・請負する企業と定義されていますが、当該構成企業から再委託・再請負する企業がSPCに出資することは支障がないとの理解でよろしいのでしょうか。またその場合同企業も構成企業として扱うとの理解でよろしいのでしょうか。	前段及び後段について、いずれもご理解のとおりです。
17	11	第3	3				協力企業	質問 複数の協力企業にて共同企業体（JV）を組成し、SPCから業務を受託・請負することは可能でしょうか。	可能です。
18	17	第3	4	(4)	ウ		質疑応答の申込期間	質問 参加資格を有すると認められた者を対象とした質疑応答について、受付期間は「令和5年6月26日（月）午前9時から令和5年7月14日（金）午後5時まで」となっておりますが、参加資格確認結果の通知が7月25日（火）になっていることから、7月25日（火）以降に質疑項目の追加提出を認めていただけないのでしょうか。	市の回答準備の都合がありますので、7月14日（金）午後5時までに提出いただきますようお願いいたします。
19	17	第3	4	(4)	エ		質疑応答の取り扱い	意見 「質疑応答の結果については、入札参加者の名称やノウハウ、競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、原則、非公表とする。ただし、入札説明書等の定義や解釈に関するもの、提案書の作成において補足が必要なもの並びに入札の公平性、透明性及び競争性の確保に関わるものについては、市は、対象者に対して書面により回答を提示する。」とありますが、質疑応答の内容は今後の契約書類の一部になると考え、非公開内容であっても市から個別に書面回答していただきたいです。	質疑応答の目的は、入札説明書等の記載内容の解釈や認識を合わせることにより、提案内容に係る要求水準の未達を防止し、優れた提案書の作成に資することであり、入札の条件に関する交渉等に応じるものではありませんので、市の回答は契約書類の一部になるものではなく、また、原則、非公表とします。 ただし、質疑応答の内容が、入札説明書第3-4-(4)エのただし書きの記載に該当する場合は、当該質問を提出した構成企業等のグループだけでなく、全ての対象者に対し書面回答し、当該書面回答については、入札説明書等の一部を構成するものになります。
20	20	第3	5	(4)	ア		入札価格の確認	質問 SPC経費、工事費等の予定価格総額に占めるそれぞれの割合を公表いただけませんか。	予定価格の推測が容易となり競争性が阻害されることから、予定価格総額における各経費の割合を示すことはできません。

入札説明書（参加資格要件以外）に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
21	27	第4	7	(9)	オ	提案内容の矛盾	質問	「提案書における文言等による記載内容と、指示図面又はイメージ図その他記載内容等の間において矛盾がある場合は、市の解釈によるものとする。」とありますが、市の解釈の結果は通知していただけますでしょうか。	市の解釈の結果は通知しません。 なお、提案書の提出から提案内容に関するプレゼンテーションの実施までの間やプレゼンテーションにおける質疑応答の中で、提案書における文言等による記載内容や指示図面又はイメージ図その他記載内容等の解釈について、市や大阪市PFI事業検討会議メンバーから提案者に確認することがあります。	
22	28	第3	7	(11)	ウ	(ア) 入札の無効	質問	入札の無効項目に「調査基準価格を下回る価格の入札は無効」とあるが、(13)低入札価格調査では、「調査基準価格を下回る入札は落札決定を保留し低入札価格調査を行う」とあります。どちらが正なのでしょう。	本項目は、入札説明書第3-7-(13)において、低入札価格根拠資料の提出を求められた入札者が、指定する日時までに低入札価格根拠資料を提出しなかった場合に、当該入札者の入札が無効になる旨を記載しています。	
23	29	第3	7	(13)	エ	低入札価格調査	意見	調査基準価格を設定するのは当然だと思うのですが、本事業はPFI事業であり、かつ大規模事業（数百億円規模）であります。無作為に選んだ係数（ランダム係数）を乗じて調査基準価格を設定するのは意味が無いように思います。	大阪市水道局工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第5条の規定を準用し、係数を乗じることとしています。入札条件としてご理解ください。	
24	30	第3	7	(14)	イ	価格による失格基準	質問	失格基準価格は消費税（10%）抜き、と理解すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
25	30	第3	7	(14)	イ	価格による失格基準	意見	A 事業費の直接経費、B 事業費の共通仮設費、C 事業費の現場管理費への振り分け方の定義について開示をお願いします。	守秘義務対象資料として希望者に開示した参考資料No. 1（予定価格（設計費）算出フロー及び積算特記事項）及びNo. 3（予定価格（断通水作業費）の積算特記事項）を参照ください。	
26	30	第3	7	(14)	イ	価格による失格基準	質問	参考資料No. 6及びNo. 8はどの資料のことでしょうか。	正しくは、「参考資料No. 1及びNo. 3」となりますので、入札説明書を修正します。	

※形式的な調整を除き、質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

落札者決定基準に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章・別紙	節	細節1	細節2	細節3				
1	4	第4					落札者決定の手順	質問	プレゼンの時のヒアリング結果を受けて、後日提案書の改善案を提出する機会 は設定されていますでしょうか。	プレゼンテーションでの質疑応答においてなされた提案 については、提案書の再提出ではなく、【添付5】実施保 証施策一覧への追記や全体事業計画書及び単年度事業計画 書への反映による対応を想定しています。
2	6	第6	1	(1)			入札提出書類の確認	質問	「入札提出書類に不備がある場合（軽微な不備は除く。）、当該入札参加者は 失格とする。」とありますが、軽微な不備とはどの程度の不備か例を示してい ただけますでしょうか。	要求水準を満たしていることを前提とした計算誤りや提 案書内における記載内容の齟齬等を想定しています。
3	6	第6	1	(2)			基礎審査（入札価格の確認）	質問	入札価格による失格基準は、入札説明書「第3-7-(14)」のA~Dの合計額を下 回らない入札価格（合計額）であり、各々A~Dの一つでも下回ると失格と言う 事ではないと理解していますが間違っていないでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	6	第6	1	(2)			同上	質問	入札価格は予定価格内に納まっているが、SPC経費及び工事費等どちらかが予 定価格を超えている場合は失格となるのでしょうか。	失格となります。
5	7	第6	2	(1)			総合審査（総合審査の考え方）	質問	あり得ないかもしれませんが、万が一に全てが同点の場合は抽選となるのです か。	落札者決定基準第6-2-(1)に記載の各評価点が全 て同点の場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16 号）第167条の9の規定により、くじによる落札者の決定 を行うことがあります。
6	9	第6	2	(6)			技術評価の方法	質問	「市は、検討会議のメンバーから聴取した意見を踏まえ、本事業の実施体制及 び技術等に関する提案内容について、別表の提案項目ごとに挙げた評価の視点 を考慮し、その程度に応じて表3に基づき評価を行う。」とありますが、大阪 市PFI事業検討会議の座長以下5名のメンバーが採点者ということでしょう か。	落札者決定基準第6-2-(1)に記載のとおりです。
7	9	第6	2	(6)			技術評価の方法	質問	A評価の内容として、斬新で画期的な新たな技術・ノウハウと示されています が、「斬新や画期的」と判断する基準をご教示下さい。例えば、他事業体で過 去に採用実績が無く、本事業で初めて提案する技術やノウハウが、斬新や画 期的であるということでしょうか。	評価基準の詳細については回答を差し控えます。
8	9	第6	2	(6)			技術評価の方法	質問	4行目の「評価時の要求水準を満たさないことが判明した場合、当該入札参加 者は失格とする」について、提案項目毎に上記判断がされると理解すれば宜し いでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	9	第6	2	(7)			価格評価の方法	質問	「提案価格により評価する」とありますが、「提案価格＝入札価格」との理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	11	別表	1	(2)	ア		構成企業等の役割と…各業務責任者の配置と実 績	質問	各責任者の配置について、兼任も認めるとありますが、各専任と兼任では、評 価点数は異なりますか。	単に専任であるか兼任であるかをもって、評価点数が異 なるということはありません。
11	11	別表					提案項目と評価の視点	質問	任意事業が設定されていますが、評価基準に反映されていません。任意事業の 提案有無により評価に差がつくようなことは無いと考えてよろしいでしょ うか。	任意事業については、特定事業を実施するにあたって有 益な提案である場合は、評価します。
12	11	別表					提案項目と評価の視点	質問	提案の小項目ごとに配点が設定されていますが配点の内訳が分かりません。例 えば、「イ 設計業務の執行体制」は4点と記載されていますが、(ア)業務実 施体制で2点、(イ)設計業者の確保で2点と等分されているのか。或いは、 (ア)業務実施体制で1点、(イ)設計業者の確保で3点のように等分はされてい ないと解釈してよろしいでしょうか。	小項目未満の細目に係る配点の内訳は、非公表です。
13	11			(2)	イ		別表 提案項目と評価の視点	質問	1(2)イ設計業者について、設計業務の執行体制として各業者の確保や体制構 築が提案評価の対象とされていますが、一方で要求水準では設計業者の確保は 運營業務企業が担うことになっています。「事業者は、運營業務を通じて設計 業者を確実に確保して適切に設計業務が履行できることを提案書で提案し、市 はそのことを本提案項目で確認・評価する」と理解すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

落札者決定基準に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章・別紙	節	細節1	細節2	細節3				
14	11			(2)	ウ		別表 提案項目と評価の視点	質問	1(2)ウ(イ)施工業者、(ウ)断通水業者について、それぞれ施工業務の執行体制として各業者の確保や体制構築が提案評価の対象とされていますが、一方で要求水準ではこれらの業者の確保は運営業務企業が担うことになっています。「事業者は、運営業務を通じて施工業者及び断通水業者を確実に確保して適切に施工業務・断通水業務が履行できることを提案書で提案し、市はそのことを本提案項目で確認・評価する」と理解すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	11			(3)	ア	(イ)	別表 提案項目と評価の視点	質問	資金調達は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。また資金調達がないことのみをもって評価が低くなることはない、との理解でよろしいでしょうか。	前段については、本事業を円滑に進めるに当たり、外部からの資金調達が必要とならないのであれば、資金調達自体は必須ではありませんが、その場合、事業に必要な資金への対応について、記載をお願いします。 後段については、外部からの資金調達がないことのみをもって評価が低くなることはありません。
16	12	別表	1	(4)	ア	(イ)	地域への配慮・環境負荷低減対策	質問	「市内中小業者との連携及び協力に配慮すること。」とありますが、連携、協力が評価点に反映されると理解してよろしいでしょうか。	評価基準の詳細については回答を差し控えます。提案書作成要領に示す必須記載事項を踏まえて提案ください。
17	13	別表	2	(3)	ア	(ア)	材料の調達	質問	「各種材料の調達方針は、本事業の円滑な実施に資するものとなっているか。」とありますが、市内経済の活性化を図る観点から、市内中小業者からの調達割合は評価対象となりますか。	評価基準の詳細については回答を差し控えます。提案書作成要領に示す必須記載事項を踏まえて提案ください。
18	13	別表					提案項目と評価の視点（(イ)合理的な工法の選定）	質問	コスト縮減には繋がらなくても、対象管路の布設ができる合理的な工法を提案することは評価に繋がると解釈して良いでしょうか。	評価基準の詳細については回答を差し控えます。提案書作成要領に示す必須記載事項を踏まえて提案ください。

※形式的な調整を除き、質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

モニタリング基本計画に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書

モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）

提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕

提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	5	第2	1				事業者によるセルフモニタリング	質問	各業務の要求水準を達成するにあたり、事業者が行うセルフモニタリングの組織・体制は、構成企業、協力企業、協力会社等で自由に構成できると理解しています。万全な体制を構築するにあたり、企業構成に制約はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、セルフモニタリングについてはSPCがその責任を負うこととなります。
2	7	第3	1	(2)			承認事項と確認事項	質問	承認事項および確認事項の判断基準として、「後の過程に大きな影響が生じる事項」「後の過程に大きな影響が生じない事項」とありますが、その判断については、市と事業者間の協議となる理解でよろしいでしょうか。	承認事項及び確認事項については、モニタリング基本計画別紙2-1に定めるとおりであり、市と事業者間で協議し決定するものではありません。
3	8	第3	1	(2)	ア		業務モニタリング	質問	業務の平準化とは、業務モニタリングの業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	市のモニタリングを含む本事業の円滑な執行を図ることを目的として業務の平準化を事業者に求めるもので、業務モニタリング業務に限定せず、事業者が行うすべての業務を想定しています。
4	11	第3	2	(1)			書類による確認	質問	表1事業終了後に提出する書類に、「事業目的が達成されたか、および次期事業手法の選定や今後の更新業務の改善のための検討」があり、提出時期について協議によるとありますが、事業終了後の提出という理解でよろしいでしょうか。	提出時期については、原則本事業終了前と考えています。
5	14	第4	1	(1)	イ		是正措置の期限	質問	指定是正期限は、市と事業者の協議により決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	指定是正期限については、事業者との協議、調整のうえ、市が決定します。
6	14	第4	1	(1)	イ		是正措置の期限	質問	指定是正期限は、合理的な期間が設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	17	別紙1					市による承認・確認に関する標準的な事務処理フロー	質問	計画業務の流れは、管路更新計画（全体）→管路更新計画（単年）→管路構成計画・（路線毎）・断通水手順（路線毎）→設計計画（路線毎）になると考えております。事務処理フローと順番が前後することについては協議できると理解していますが、その考え方でよろしいでしょうか。	本事業の事務処理フローに示す管路更新計画（単年度）の策定については、管路構成計画を考慮した路線を選定し、反映する必要があることから、当該計画策定前に、管路構成計画の策定を想定しているところです。 ただし、事業開始年度については、その限りではないため、基本協定締結後に、計画業務の手順が事務処理フローと前後することについて、協議していきます。
8	17	別紙1					市による承認・確認に関する標準的な事務処理フロー	質問	設計業務で行う試験掘は、埋設調整図を作成する前に行うことが合理的と考えております。事務処理フローと順番が前後することについては協議できると理解していますが、その考え方でよろしいでしょうか。	試験掘は、埋設調整後に行うこととなります。 本事業における試験掘は、管路工事に伴う道路占用許可に基づき実施することとなるので、当該道路占用許可申請を行うためには、埋設調整を経る必要があります。
9	17	別紙1					市による承認・確認に関する標準的な事務処理フロー	質問	施工業務で行う断通水作業計画は、路線単位の管路構成計画を作成する際に断通水手順を決めているため、基本的にはそれと同じ内容になると理解しますが、その考え方でよろしいでしょうか。	管路構成計画策定時の断通水手順は、弁栓類の配置やドレン排水の可否を確認するためのもので、現地作業内容を決定する断通水作業計画立案時には、管路構成計画策定時よりも検討・策定項目が増えるとともに、管路構成計画策定時から状況に変化があれば、その変化を断通水作業計画に反映する必要があります。
10	17	別紙1					市による承認・確認に関する標準的な事務処理フロー	質問	施工業務における市による承認・確認は、市が現場で立会や監督をしないこと以外は、路線毎の書類の確認・チェックなど業務への関わり方が従来と変わらないように読み取れます。そのように理解しておけばよろしいでしょうか。	本事業の施工業務において、市は、事業者からの提出図書類をもとに実施する業務モニタリング（承認・確認）に加え、セルフモニタリング状況の確認及び記録・現場の抜き打ち確認を行います。 従来が、現行の当局発注の請負工事という前提でお答えしますと、本事業は、請負工事では市が行う業務についても事業者に委ねるスキームであることから、市のモニタリングにおいて必ずしも請負工事と同様の関わり方をするものではありません。 業務モニタリング項目の詳細については、モニタリング基本計画別紙2-1を確認ください。

※形式的な調整を除き、質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

基本協定書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
	頁	条・別紙	項	号	細節		質問	意見	
1	1	第1条		(8)		口頭の回答の記録	質問	口頭による回答は、事後に証明が難しいため、いずれにしろ口頭による回答が記録され、双方が確認したものと理解でよろしいでしょうか	口頭による回答が記録され、又は双方が確認した場合に限らず、口頭による回答すべてを含みます。
2	2	第4条		(2)		資本準備金	質問	資本準備金の合計額が億円以上と記載されていますが、1億円以上の会社設立を想定されている意図をご教示ください	脚注2のとおり、落札者の提案に基づきこちらの記載は調整する予定であり、資本金と資本準備金の合計額が1億円以上である必要はありません。
3	2	第4条		(2)		資本準備金	質問	資本準備金の合計額が億円以上と記載されていますが、例示であり、1億円未満でも構わないとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
4	2	第4条		(4)		会計監査人の設置	質問	会計監査人の設置が求められていますが、会社法上、出資金5億円以上の会社に設置が義務付けられており、SPCには相当規模の資本金を想定されているということでしょうか。また、一定規模の出資金を想定された、その意図をご教示いただけますでしょうか	会社法上の計算書類等に関して、会計監査人による監査済のもの求めていることから、会計監査人の任意設置を求めているものであり、一定規模の出資金を求める意図はありません。
5	2	第4条		(4)		会計監査人の設置	意見	会計監査人の設置が求められていますが、前回事業と本事業とは事業規模が異なり、また、基本的に業務がSPCから構成企業または協力企業へ委託されるスキームと思慮しますので、会計監査人の設置は不要ではないかと考えます。会計監査人の設置によりSPC経費も増えることとなりますので、本規定を削除いただけないでしょうか	市としてはSPCの計算書類等の適正性を求めるものであり、原案のとおりとします。
6	4	第6条	2			業務の委託及び請負	意見	第6条2項、3項、4項で「SPCとの間で」とありますが、契約形態はSPCまたは構成企業等となることも想定されますので、それが認められる表現にさせていただくことを要望します。現状の記載で、それが認められているのであれば変更いただくことなく構いません。	脚注4のとおり、基本協定書（案）第6条は、本事業の実施体制に関するSPCの体制に関する落札者の提案に基づいて調整する予定であり、SPCから構成企業等が委託・請負を受け、当該構成企業等がさらに別の構成企業等に再委託・下請負を行うことも認められます。
7	5	第6条	4			SPCの議決権	意見	事業期間中、SPC との間で締結する自らを当事者とする各契約上の地位について、市及びすべての構成企業の承認がない限り、処分することはできない、とありますが、SPCの議決権による決定とさせていただきます。	市の承認については、公共性の高い水道事業を担う本市水道事業者の責務として、本事業に係る説明責任を果たす観点から必要としています。契約条件としてご理解ください。 すべての構成企業の承認については、本事業の円滑な実施の観点から必要と考えていましたが、市が承認を行うにあたって当該観点も含めて判断することで足りることから、求めないこととし、基本協定書（案）を修正します。
8	5	第7条	1			事業契約の締結	質問	「市は、入札説明書等に定める手続において修正された大阪市水道基幹管路耐震化 PFI 事業事業契約書(案)の修正には、原則として応じない」と記載されておりますが、「原則」を補足する目的で、実施契約書(案)第89条第1項をカッコ書きで追記願います。	追記することは考えていません。
9	5	第7条	5			事業契約の締結	質問	「事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする」と記載されておりますが、管情報システム、積算システム等についても使用可能か？についてご教示願います。	質問で記載のシステム等の使用が、事業契約の締結前に必要な準備行為であれば、可能な範囲で協力します。
10	8	第9条				資金調達協力義務	質問	SPCによる借入を含む外部からの資金調達を予定しない場合には、基本協定契約者に当該義務は効力を発しないと理解して宜しいでしょうか。	外部からの資金調達を予定しない場合、構成企業は、外部からの資金調達に関しては、基本協定書（案）第9条の義務を負いません。
11	8	第10条	1	(2)		事業契約の不成立	質問	「落札者構成員の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、……(2)市は、構成企業に対して、違約金として、金●円 ⁷ を請求することができる」と記載されておりますが、貴市は事業者に入札ボンドの適用を義務付けする旨を示唆していると理解して宜しいのでしょうか？ また、貴市は債務負担行為設定予定額と同保険金額を計上していると理解して宜しいのでしょうか？ 以上について、ご教示願います。	入札ボンドの提出は求めません。なお、本入札に係る入札保証金については、入札説明書第3-7-(4)のとおり、免除としています。
12	8	第10条	1	(2)		事業契約の不成立	質問	事業契約の不成立に対する違約金が定められており、金額が落札金額の100分の20に相当する額とありますが、その設定根拠をご教示ください。事業費を500億とした場合に違約金が100億となる理由は何でしょうか。	他のPFI事例における同違約金や大阪市工事請負契約書に規定する独占禁止法違反に係る損害賠償金及び暴力団関与による契約解除違約金を参考に、違約金の割合を設定しています。

基本協定書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
	頁	条・別紙	項	号	細節				
13	8	第10条	1			事業契約の不成立の場合の違約金	質問	基本協定書第7条の違約金発生事由は「事業契約締結前」とされているため、基本協定違反の違約金と事業契約解除の違約金は重複して請求されないという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）第10条に規定する事業契約の不成立による違約金と、実施契約書（案）第71条に規定する契約解除等違約金は、重複して請求することはありません。
14	8	第10条	2			事業契約の不成立	質問	「市の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び落札者構成員が本事業の公募に関して支出した費用の負担は、市と落札者構成員の協議によって決定されるものとする」と記載されておりますが、「既に市及び落札者構成員が本事業の公募に関して支出した費用の負担」の文章は、「市の責めに帰す事由」に相反する片務的な表現に受け取りました。したがって、「既に落札者構成員が本事業の公募に関して支出した費用の負担」に修正願います。更に、前回公募(コンセッション)から事業参画を目指してきた落札構成員にとってみれば、2度の公募で多額の費用を投入しています。この事実を十分理解して頂き、当該落札構成員事業者への配慮を前提とした協議の実現についても確約願います。	原案のとおりとします。 市の責任については、適用法令に従いますが、基本協定書上は協議の場を設ける趣旨です。
15	8	第10条	2			事業契約の不成立	質問	公募に関して支出した費用の負担は協議により決定とありますが、基本的に市に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか	適用法令に従って市が責任を負う合理的な範囲で市が負担いたします。
16	8	第11条	2			各落札者構成員の連帯責任及び代表企業の責任等	質問	誠実に履行させる義務とありますが、代表企業は業務受託企業各社の履行責任までは負わないという理解でよろしいでしょうか	代表企業は、各落札者構成員をして、各落札者構成員が請け負い、又は受託した業務を誠実に履行させる義務は負いますが、履行の内容・結果のすべてまでについて責任を負うものではありません。なお、SPCは、事業契約書（案）第14条第5項により、落札者構成員が請け負い、又は受託した業務について市に対して責任を負います。
17	8	第11条	3			各落札者構成員の連帯責任及び代表企業の責任等	質問	連帯して債務を負担するとありますが、落札者構成員内でのリスク分担の合意は妨げられないとの理解でよろしいでしょうか	市との関係では連帯して債務を負担しますが、それとは別途、落札者構成員内でのリスク分担の合意をすることは妨げられません。
18	9	第11条	4			各落札者構成員の連帯責任及び代表企業の責任等	質問	連帯して債務を負担するとありますが、落札者構成員内でのリスク分担の合意は妨げられないとの理解でよろしいでしょうか	市との関係では連帯して債務を負担しますが、それとは別途、落札者構成員内でのリスク分担の合意をすることは妨げられません。

※形式的な調整を除き、質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号			
1	1	第1章		第4条	1	契約の構成及び適用関係(第1項,第2項)	質問 第1項に「本契約は要求水準書その他の入札説明書及び提案書類と一体の契約であり」、第2項に「本契約、要求水準書その他の入札説明書等及び提案書類の順で優先的な効力を有する」と記載されておりますが、提案書の実施体制およびコスト評価等については一部の効力が継承されるものであるため、両項とも「提案書類」を「提案書類の一部」に変更願います。	原案のとおりとします。提案書類は一体のものであり、事業契約書(案)第4条第1項及び第2項の対象となる箇所とそうでない箇所に分類する考えはありません。	
2	2	第1章		第9条	1	業務実施体制 参照「R5年5月10日 事業(案)及び要求水準書(案)等に関する質問・意見及び回答」	質問 「R5年5月10日公表、質問・意見及び回答 No.100」において、「各業務責任者は、本事業の各業務における責任者であり、その役割として現場に常駐する事は求めません。」と記載されておりますが、本項にこの旨を追記願います。	「各業務責任者は、本事業の各業務における責任者であり、その役割として現場に常駐する事は求めません。」という市の考えに変わりはありませんが、現場に常駐する旨の提案を否定するものでもありません。したがって、事業契約書(案)の記載は原案のとおりとします。	
3	2	第1章		第10条	1	業務の引継ぎ等	質問 関連資料集No1に置いて市が設計図書を引き渡すとされている路線とは、関連資料集No1の「うち設計引継延長」に該当する路線でしょうか。また、合計延長との差がある場合は未設計であるということでしょうか。	ご理解のとおりです。	
4	2	第1章		第10条	1	業務の引継ぎ等	質問 貴市が事業者に引渡した設計図書を事業者が精査を行った後に着工するプロセスのなかで、以下の不明点について回答願います。 ①市が実施した設計図書については、事業者は事業費計上の観点で設計費をいかに取り扱うのか?(事前管理者協議済み、占用許可受領済み、工事費算定済み他)についてご教示願います。 ②事業者が市の設計図書を精査した結果、設計内容に不備を発見し別途工法で新たに設計を行った、或いは修正設計を行った際の費用については、どの費目に計上すれば良いのか?についてご教示願います。	①の質問については、要求水準書第4-2-(3)アのまた書きを参照ください。なお、市から提供する設計図書は、埋設調整図面の作成時点のものを提供します。これを事業者にて精査した後、市による承認、埋設調整(企業間調整・本調整)を行うこととなります。 ②の質問については、要求水準書第4-2-(3)に従い積算した金額をもとに、事業契約書(案)別紙3の設計費に計上してください。	
5	2	第1章		第10条	1	業務の引き継ぎ等	質問 事業者が生じた合理的な増加費用は、市に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第4-2-(3)アのまた書きに定める対応を図った上において、修正に要した設計費については精算し、市が負担します。	
6	2	第1章		第10条	1	業務の引き継ぎ等	質問 「市は、本契約締結後、関連資料集No.1(対象基幹管路のリスト)において市が設計図書を引き渡すこととされている路線に係る設計図書を事業者に順次引き渡すものとする」とありますが、本契約締結後、速やかに引渡されるとの理解で宜しいでしょうか。また、同設計図書の引渡し時期は、事業者の事業計画が尊重されるとの理解でよろしいでしょうか	市から提供する設計図書について、現時点では、事業契約締結後速やかに、埋設調整に必要な図面として、要求水準書第5-2-(7)ア表4に示す位置図・平面図・縦断面図・横断面図・交差図を引き渡す予定です。残りの設計図書も、現時点では、事業開始後半年までを目途に順次引き渡しを行う予定です。具体的な引き渡し時期については、市の任意とします。	
7	3	第1章		第11条	1	契約の保証(第1項,第2項)	質問 契約の保証については、“金銭的保証のみを適用し履行保証保険を適用したこと”、更に、“債務負担行為設定予定額には履行保証保険金額を含むこと”と理解しましたが、この理解が正しいか否かについてご教示願います 次に、貴市は債務負担行為設定予定額(575億円税込)の100分の10以上に相当する保証金額を設定したと理解しましたが、この理解が正しいか否かについてご教示願います	「金銭的保証のみを適用し履行保証保険を適用したこと」については、質問の趣旨が本事業に係る契約の保証の方法に関する質問であるとの前提で回答すると、事業契約書(案)第11条第1項第1号から第3号までに掲げる方法となります。 「債務負担行為設定予定額には履行保証保険金額を含むこと」については、本事業の債務負担行為設定額には、本事業に係る契約の保証に関する費用を織り込んでいます。 「貴市は債務負担行為設定予定額(575億円税込)の100分の10以上に相当する保証金額を設定した」については、質問の趣旨が本事業に係る契約の保証金額に関する質問であるとの前提で回答すると、事業契約書(案)第11条第2項のとおりです。	
8	3	第1章		第11条	4	契約の保証	質問 事業者が保証の額の減額を請求することができるとありますが、工事が完成した都度、完成した工事について減額できるとの理解でよろしいでしょうか。	本条による変更請求は、事業契約書(案)第34条等により、契約金額の変更があった場合を想定しています。	
9	3	第1章		第11条	1	契約の保証	質問 履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託、とありますが、本書ではなく、写しの原本証明でも宜しいでしょうか。	現行の当局発注の請負工事契約と同様に写しではなく、原本を提出してください。	

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号			
10	4	第2章		第13条	2	任意事業	質問 「任意事業の内容を変更し、又は任意事業を休止若しくは廃止する場合には、市に対して事前に書面により通知する」とありますが、事業者都合で休止又は廃止した場合でもペナルティは課されないという理解で宜しいでしょうか。	仮に、提案書類に事業者都合での休止又は廃止の可能性についての記載がなく、任意事業の実施を確約する旨が記載されているような場合には、事業者都合による任意事業の休止又は廃止は履行義務違反となる場合があります。 なお、事業契約書(案)第13条第2項の一文目は、事務手続きを記載したものであり、書面により通知したことをもって当該履行義務が当然に免除されるものではありません。	
11	4	第3章		第14条	1	第三者への委託	質問 「事業者は、提案書類に定めるところに従い、計画業務を……施工監理企業に、それぞれ委託し、又は請け負わせるものとする」 更に、注釈2には「本事業の実施体制に関する落札者の提案に基づき記載項目を調整します」と記載されておりますが、運営業務を含む一切の業務を丸投げすることが可能、或いは前提条件と読み取れます。 この真意についてご教示願います。	実施体制については、民間事業者の自由な発想に基づく提案を期待するところであり、各業務をSPCで実施する場合、構成企業等への委託等により実施する場合、いずれかの体制を前提条件とする意図はなく、いずれの提案も可能としています。契約書の該当箇所については、提案された体制に合わせた記載となるよう調整します。	
12	5	第3章		第15条	1	第三者への委託	質問 「本事業の経営全般を管理する統括責任者及び特定事業に係る各業務の責任者、……を選任して本事業の実施体制を整え」と記載されておりますが、「R5年5月10日公表、質問・意見及び回答 No. 100」における貴市の回答に従い、「各業務責任者は、本事業の各業務における責任者であり、その役割として現場に常駐する事は求めません。なお、別途関係法令等で求められる責任者については、当該法令に従い配置してください。」の文章を追記願います。	No. 2の回答を参照ください。	
13	5	第3章		第15条	2	本事業の労働安全衛生管理	質問 事業者が労働安全衛生管理を行うとありますが、権原は労働安全衛生法との理解でよろしいでしょうか。その場合、SPCから委託する各業務において安全衛生管理体制の確立、安全衛生管理者等の選任、委員会等の設置など必要な事項を実施すればよろしいとの理解でよろしいでしょうか。	労働安全衛生法を含みますが、これに限られません。事業者の責任において、労働安全衛生管理に係る関係法令を遵守して従事職員の労働安全衛生管理を行っていただくようお願いいたします。	
14	5	第3章		第15条	3	本事業の従事職員の交代	質問 本事業の従事職員の範囲を教えてください。SPCに従事する職員との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第15条第3項の従事職員の範囲は、同条第2項の従事職員の定義のとおりです。	
15	6	第4章		第18条	1	全体事業計画書	質問 記載方法の詳細については、市及び事業者が協議の上、市が別途指定する、とありますが、現時点で記載項目(1)～(4)で想定されている概要をご教示ください。特に、管路更新計画について、実施体制を検討するにあたり、何をどこまで準備すればよいか、最低限必要な内容は何かを把握しておく必要があります。	前段については、要求水準書第2-1-(1)アを参照ください。 また、後段の全体事業計画書に含まれる管路更新計画に盛り込む事項については、要求水準書第3-2-(1)イに示すとおりです。 なお、現時点で想定する最低限記載が必要な内容は、上記盛り込む事項のうち、各年度の事業量見込みとして、各路線の更新する布設延長見込み、各年度の事業費の見込みとして、各路線の設計費、工事費及び断通水作業費の出来高(当該年度の出来形に相応する金額)見込み及びサービス購入料見込みとなります。	
16	6	第4章		第18条	2	全体事業計画書の予算案	質問 市の予算案が議会で否決された場合の取り扱いをご教示ください。また、それにより事業者に生じた増加費用及び損害は市の負担との理解で宜しいでしょうか。	万が一、質問にあるような状況となった場合には、市と事業者の双方協議により、その対応及び費用負担を定める想定です。	
17	6	第4章		第18条	6	全体事業計画書の予算案	質問 延長期間に係る市の予算案が議会で否決された場合の取り扱いをご教示ください。また、それにより事業者に生じた増加費用及び損害は市の負担との理解で宜しいでしょうか。	No. 16の回答を参照ください。	

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号			
18	7	第4章		第19条	1	単年度事業計画書	質問 記載方法の詳細については、市及び事業者が協議の上、市が別途指定する、とありますが、現時点で記載項目(1)～(4)で想定されている概要をご教示ください。特に、管路更新計画について、実施体制を検討するにあたり、何をどこまで準備すればよいか、最低限必要な内容は何かを把握しておく必要があります。	前段については、要求水準書第2-1-(1)イを参照ください。 また、後段の単年度事業計画書に含まれる管路更新計画に盛り込む事項については、要求水準書第3-2-(1)ウに示すとおりです。 なお、現時点で想定する最低限記載が必要な内容は、上記盛り込む事項のうち、当該年度の事業量見込みとして、各路線の更新する布設延長見込み、当該年度の事業費の見込みとして、各路線の設計費、工事費及び断通水作業費の出来高(当該年度の出来形に相応する金額)見込み及びサービス購入料見込みとなります。	
19	7	第4章		第19条	2	単年度事業計画書の予算案	質問 市の予算案が議会で否決された場合の取り扱いをご教示ください。また、それにより事業者が生じた増加費用及び損害は市の負担との理解で宜しいでしょうか。	No.16の回答を参照ください。	
20	7	第4章		第19条	4	単年度事業計画書の予算案	質問 市の予算案が議会で否決された場合の取り扱いをご教示ください。また、それにより事業者が生じた増加費用及び損害は市の負担との理解で宜しいでしょうか。	No.16の回答を参照ください。	
21	8	第4章		第21条	3	中期事業報告書及び単年度事業報告書	質問 記載事項及び公表事項等については、市が別途指定する、とありますが、現時点で想定されている概要をご教示ください。管路更新計画の進捗を報告することになると想定しておりますが、実施体制を検討するにあたり、何をどこまで準備すればよいか、最低限必要な内容は何かを把握しておく必要があります。	現時点の想定としては、要求水準書第2-1-(2)ア及びイを参照ください。	
22	9	第4章		第22条	1 (5)	連結キャッシュフロー計算書	質問 連結キャッシュフロー計算書の提出が求められていますが、本事業における事業者に連結子会社が存在しない場合は提出不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
23	9	第4章		第22条	1 (6)	株主名簿	質問 株主名簿に変更がなければ事業年度ごとに提出しなくてもよろしいでしょうか。	事業年度毎に提出してください。入札条件としてご理解ください。	
24	9	第4章		第22条	1 (7)	予算策定	質問 市の予算策定に必要な情報として求める情報を具体的にご教示ください。	サービス購入料の基となる設計費、工事費及び断通水作業費とそれらの根拠資料などを想定しています。	
25	9	第4章		第22条	1 (8)	工事の実事業費	質問 工事の実事業費とは、サービス購入料Aのうち、完成した路線に係る費用との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
26	9	第4章		第22条	3	統計情報の作成	質問 統計情報とはどのような内容をご教示ください。	必要な統計情報としては水道局作成の統計資料や、国からの依頼に基づき回答する場合がありますが、市が把握している情報だけでは対応できない際に、ご協力いただく趣旨としております。	
27	10	第5章		第24条	2	計画業務、運營業務、設計業務、施工業務及び施工監理業務の実施	質問 「市の責めに帰すべき事由」における「市」とは、別紙1 定義集(23)に従い「大阪市水道局」ではなく「大阪市」と理解しました。「(道路管理者、河川管理者その他の施設管理者の指示に起因する場合を含まない)」と記載されておりますが、具体的な管理者についてご教示願います。(ex. 国交省、大阪府、民間インフラ事業者等) 次に、そのような状況に直面した場合の貴市の対応について明記願います。	前段については、「道路管理者、河川管理者その他の施設管理者」としては、大阪市建設局、国土交通省、大阪府、私有地所有者(認定道路外)、所轄警察署、JR、私鉄各社、埋設物企業体(大阪ガス(株)、関西電力(株)、NTT等)等が該当します。 後段については、道路管理者、河川管理者その他施設管理者の指示に起因する事業費増加への対応に係る質問であるとの前提でお答えしますと、No.28の回答を参照ください。	
28	10	第5章		第24条	2	道路管理者当の指示	質問 道路管理者等の指示による設計変更及びそれに伴う事業者の増加費用は市に負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	道路管理者、河川管理者その他施設管理者の指示に起因して設計費・工事費・断通水作業費の変更が必要となった場合は、市と事業者双方の責めに帰さない事由によるものとして、事業契約書(案)別紙3の2-(1)及び(2)並びに要求水準書第4-2-(4)及び(5)に定める範囲で事業費変更の対象とします。 一方、SPC経費については、これらの対応分も見込んでいるため、提案時において確定するものとしており、事業費変更の対象とはしません。なお、事業契約書(案)別紙3の2-(3)①を確認ください。	

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号			
29	10	第5章		第25条	1	許可申請手続き	質問 道路管理者等への申請、届出は市が実施するとありますが、調整も市が行うという理解で宜しいでしょうか。	道路管理者との調整については、協議に随伴いただく等の形で、市と連携して進めてください。事業者は、要求水準書第5-2-(9)に定める業務を担うこととなります。	
30	11	第5章		第26条	1	承認対象書類の提出及び承認	質問 「事業者は、事業計画書に従って対象施設の計画業務、運営業・・・施工監理業務を行う場合には、本契約、要求水準書その他の入札説明書等、モニタリング実施計画及び提案書類に従って」と記載されておりますが、提案書類には実施体制およびコスト評価等の見直しが必須となる項目も含まれております。提案書類については具体的準拠項目を明記願います。	提案書類は一体のものであり、事業契約書(案)第26条第1項の対象となる箇所とそうでない箇所に分類する考えはありません。	
31	11	第5章		第26条	4	承認対象書類の承認	質問 「事業者は、市の承認を得た承認対象書類の変更を行う場合は、再度市の事前の承認を得なければならないものとする。」とありますが、ここでの市の承認は必ずしも市議会での可決を意味するものではないと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第26条に規定する「承認」は、市議会の可決を意味しません。詳細は、モニタリング基本計画第3-1-(2)を確認ください。	
32	11	第5章		第27条	1	設計完了後事業費の確定	質問 「市及び事業者は、路線毎に、当該路線に係る設計業務が完了した後(試験掘が完了していることを含む。)、別紙3に・・・従って、当該路線の設計費に係るサービス購入料A及び着手前工事費の金額を確定させるものとする。」と記載されておりますが、路線毎の設計に係るサービス購入料Aについて、確定までのプロセスは下記のとおりと認識しております。 ①事前管理者協議を実施し基本条件を整理する ②基本条件を元に基本設計を実施する ③基本設計の成果をもとに道路管理者および関係管理者等と協議する ④同協議で合意が得られれば試掘許可を申請し許可を得る ⑤試掘結果をもとに詳細設計を実施し事業費を算出する ⑥詳細設計の成果をもとに道路占用および交差点協議等の申請を行い許可を得る 尚、上記プロセス内には貴市の承諾を得る行為を含むことを前提と認識しております。 ・上記プロセスを経て設計業務をクローズさせ、設計に係るサービス購入料Aが確定すると理解しておりますが、この理解が正しいか否かについてご教示願います。 ・次に、基本条件の変更が生じた場合、基本設計および詳細設計の業務精算方法について明記願います。 ・また、この段階で生じた数値解析費および高度調査費等については設計費に計上すると理解しておりますが、この理解が正しいか否かについてご教示願います。 ・更に、実施の段階で設計変更が生じた場合、変更部分の修正設計費が発生しますが、同費用については工事費にて計上すると理解しておりますが、この理解が正しいか否かについてご教示願います。	設計業務の進める上で、市がモニタリングし、承認の手続きを求める項目については、モニタリング基本計画別紙1及び別紙2-1に示すとおりです。 以下、各ご質問の回答を列記します。 1点目の質問については、①から⑥のプロセスについては概ねご理解のとおりですが、具体的に本事業で想定している設計業務の標準的な事務処理フローは、モニタリング基本計画別紙1に示すものとなります。また、設計費に含まれる業務の範囲については、事業契約書(案)別紙3(別表)のとおりです。 2点目の質問については、設計費の精算の対象となる業務については、事業契約書(案)別紙3(別表)の「設計費」に該当する業務のみであり、市の積算基準に基づいて、当該業務に係った経費を精算します。 3点目の質問については、ご理解のとおりです。 4点目の質問については、要求水準書第5-2-(4)イ(イ)に該当する設計の修正に係る費用は精算の対象外となりますが、例えば、実施の段階で新たに必要となった交通量調査等に係る費用の工事費への計上については、協議に応じます。	
33	11	第5章		第29条	3	事業者による是正	質問 万が一、事業者が是正を求められ、是正が完了した場合は要求水準未達違約金は課せられないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準未達違約金については、事業契約書(案)別紙5別表のとおり、是正完了の有無にかかわらず、要求水準未達の発生に伴って徴収する場合があります。	
34	12	第5章		第30条	1	工事完了後事業費の確定	質問 「市及び事業者は、路線毎に、施工業務のうちの工事施工の完了時において、別紙3に・・・従って、当該路線の工事費に係るサービス購入料Aの金額を確定させるものとする。」と記載されておりますが、実施の段階で設計変更が生じた場合、変更部分の修正設計費が発生しますが同費用については工事費にて計上すると理解しております。この理解が正しいか否かについてご教示願います。	No. 32の4点目の質問に対する回答を参照ください。	

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号			
35	12	第5章		第31条	2	施工業務の目的物完成後の契約不適合責任等	質問 「事業者が施工業務に際して実施した道路舗装について、破損等の瑕疵が発見された場合、市は、当該道路舗装について道路管理者による検査が完了してから2年以内に限り、事業者に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求」と記載されておりますが、道路管理者が片務的に事業者に対し補修を要求することが無いよう、瑕疵の判定基準を定める必要が有ります。 (ex. 舗装設計荷重を超過した車両が通行、部分引渡しによる施工管理の責任不良他) 上記判定基準を定めるとともに、道路管理者と協議し合意することで瑕疵の有無を確定することを明記願います。	道路舗装の瑕疵修補については、大阪市道路占用規則(昭和60年大阪市規則第73号)第21条に基づき実施されるものです。契約条件としてご理解ください。	
36	12	第5章		第32条	1	部分使用(第1項,第2項,第3項)	質問 第1項には「引渡し前においても、対象施設の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる」 第2項には「善管注意義務」 第3項では「市は事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担」と記載されておりますが、貴市は部分使用の行為を想定されていると理解しました。 しかしながら、引渡し前とは着工後の全工程を示すものであり、道路使用許可、安全管理、品質管理、工事費精算等、多くの責任区分を明確化する必要が有ります。 この点について、事業者の不利益が生じないよういかにルール化するか?についてご教示願います。	公共工事標準請負契約約款の第34条においても、同様の趣旨の記載があり、一般的な条項ですので、事業提案に当たり、特にルール化する必要はないものと考えています。 なお、事業契約書(案)第32条第1項に記載のとおり、市の部分使用にあたっては、事業者の承諾を得たうえで行うこととなります。	
37	12	第5章		第32条	3	部分使用	質問 「市は、第1項の規定により対象施設の全部又は一部を使用することによって、事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。」とありますが、市が部分使用することにより事業者の施工が要求水準に未達になった場合、市に支払うべき違約金については免除されると理解してよろしいでしょうか。	要求水準未達違約金については、要求水準の未達の発生が、事業者の責めに帰すべき事由とは認められない場合は徴収しません。	
38	13	第6章		第34条	2	契約金額の変更等	質問 「契約金額を上回ることが確実であることが確認された場合は、契約金額の変更その他必要な措置を取るものとする」と記載されておりますが、事業継続のための必要事業費または合意解除について協議すると理解して宜しいでしょうか。	基本的には事業継続に向けて必要な措置(市による予算確保に係る手続きも含む。)について協議を行う想定です。	
39	13	第5章		第35条	4	前金払い	意見 「設計・施工予定路線のサービス購入料の2割以上増加した場合において、その増加した額に既に支払いを受けた前払金の率を乗じて得た額を追加請求することができる。」とありますが、金額が大きいことから、「2割以上」は「1割以上」としていただけないでしょうか。	現行の当局発注の請負工事契約での取り扱いを基に本事業での取り扱いを決定しました。契約条件としてご理解ください。	
40	13	第6章		第35条	3	前金払い	意見 「市、」は「市は」の間違いではないでしょうか。	ご指摘のとおりですので、事業契約書(案)を修正します。	
41	15	第7章		第40条	1	リスク分担の原則(第1項,第2項)	質問 第1項には「第2項…を除き、事業者はその責任で本事業を実施するものとし、本事業の実施に当たって事業者が生じた費用の増加その他損害又は損失の発生については、すべて事業者が負担し、市はこれについて何らの責任も負担しない」 第2項には「市が実施義務を負う事業の実施に関して市の故意又は重大な過失により事業者が増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償する」と記載されておりますが、沿道住民、企業および関係者(既得権者)との交渉が長期化し、SPC内に専属の対策室を設置せざるを得ない状況(弁護士費用も発生)等に陥った場合、貴市から履行困難路線の承認が得られない限り交渉を継続せざるを得なく、事業者の件費予算が想定を超過することを危惧します。 しかしながら、当該事象は予知できないものであり、入札段階で見込み計上することは公平性、競争性の観点で、事業者の入札行為に混乱を招く可能性が高いと判断します。 以上により、事業者としては、原則として第1項を重んじますが、上記ケースの対応としてSPC経費の増額変更は客観的に合理的と判断します。 貴市がこの費用をどの程度債務負担行為予定額に計上したかを開示しない限り、事業者側のリスクが解消されません。 以上について、貴市の対応をご教示願います。	債務負担行為予定額の積算にあたって、どのような項目を、どの程度計上したかについては、予定価格の推測が容易となり競争性が阻害されることから、具体的な内容をお示しすることはできません。 なお、当該事例のように、「市民から当該路線の施工業務についての理解が得られない場合」で、当該路線を本事業の対象施設から除外することを求める場合については、事業契約書(案)第41条を確認ください。	

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号			
42	15	第7章		第41条	1	履行困難路線	質問 「事業者が保有する技術を駆使し、又は関係者との調整を再三実施したにもかかわらず、なお本事業終了日までに当該路線を第29条に従って市に引き渡すことが困難」と記載されておりますが、「保有する技術を駆使」とは課題克服を目的とした机上検討(実証実験等は含まない)と理解して宜しいのでしょうか？ また、「関係者との調整を再三実施」とは定量的な指標をご用意されているのでしょうか？ 更に、貴市は①「施工困難路線」を意図的に事業者との協議を長期化し承認を後送りすること、②事業契約期限まで事業者が実施責任を担うこと、が無いことについても追記願います。	1点目の質問については、「保有する技術を駆使」とは、お示しの机上検討のみならず、当該課題を克服するための事業者固有の工法や施工上の工夫等、幅広い技術をさすものです。 2点目の質問については、「関係者との調整を再三実施」における実施数については、その事案によってケースバイケースの対応が求められるものであるため、定量的な指標はありません。関係者との調整を重ね、事業期間内で事態が好転する見込みがあるかが目安になると考えています。 また、3点目の意見について、市は、事業者から事業契約書に基づく履行困難認定の協議の申し入れがあった場合、要求水準書第4-2-(6)ア(イ)及びイ(イ)の根拠資料一式が提出され次第、その内容を確認し、認定の可否を判断してまいります。	
43	16	第7章		第41条	2	履行困難路線	質問 「本事業期間内に施工業務を実施することが明らかに合理的でなく、第57条に従って本事業期間を延期した場合であっても、当該路線に係る施工業務を実施することが合理的でない場合明らかに合理的でなく」と記載されておりますが、事業者は市の主観的な判断基準で判定されることを危惧しております。 更に、後文で「除外することの是非について協議する」と記載されておりますが、 ・いかなるメンバーで協議され客観性を担保できるのか？、 ・そのメンバーは現場技術力および経済性を評価できるスキルを保有しているのか？ ・事業者はその協議の場に参加できないのか？ についてご教示願います。	履行困難の認定に当たっては、事業者と協議の上、計画・運営・設計・施工の業務モニタリングを担うメンバー（現行において計画・設計・施工に係る業務に従事している職員）と事業運営全般をモニタリングする担当者を交えて判断してまいります。 また、必要に応じて、事業者も参加の上、要求水準書第4-2-(1)エに示す「外部有識者で構成する検証会議」を開催し、外部有識者の意見についても判断の参考とします。	
44	16	第7章		第41条	3	履行困難路線	質問 「市は、……当該第三者会議において、当該路線の工法、埋設位置その他当該路線の設計条件及び施工条件について検証することができる」と記載されておりますが、民間事業者もその場に同席し説明責任を果たすと理解して宜しいのでしょうか？ 更に、第三者会議の委員より高額な検証を要求された場合、その費用についてはいかなる費目に計上するか？についてご教示願います。	前段については、要求水準書第4-2-(1)エに記載のとおり、事業者は第三者会議（当該検証会議）に出席し、必要に応じて外部有識者に対して説明を行うこととしています。 また、後段については、第三者会議の意見を受け、事業者との協議を行う等して検証の要否を検討しますが、別途専門業者による調査や解析が必要となるような検証の必要がある場合、その費用については、公共積算基準を元に決定し、設計費又は工事費に計上します。	
45	16	第7章		第41条	4	履行困難路線	質問 「出来高に応じて、サービス購入料を業者に支払う」とありますが、出来高とは設計業務の工法の選定、埋設調整に係る資料などのことでしょうか。出来高の具体的な算定方法をご教示ください。	市が履行困難路線と認定した場合、すでに履行済みである部分と、それまで想定していた施工方法等とは異なる手法により施工する必要が生じたために不要となり、やり直しが必要となる業務にかかる費用について、設計費、工事費及び断通水作業費において出来高として算定します。	
46	16	第7章		第41条	5	履行困難路線	質問 「市が当該路線を履行困難路線とは認定しなかった場合、当該路線については、本事業の対象施設から除外されず、事業者は、引き続き当該路線について本事業の実施に係る義務を負った上で、本事業を継続しなければならない」と記載されておりますが、市の片務的な要求文と理解します。 前項までは「駆使」、「再三」と努力を前面とした曖昧な表現となっておりますので、「貴市と事業者の双方合意後、貴市が認定しなかった場合」と理解しました。 上記の理解で正しければ修正願います。	本項において想定する「市が当該路線を履行困難路線と認定しなかった場合」とは、本条に基づく双方協議の結果、履行困難路線と認定するに足る客観的かつ合理的な理由がないと市が判断した場合です。	
47	16	第7章		第41条	5	履行困難路線の認定	質問 市は合理的な理由なく履行困難路線の認定をしないことはないとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書第4-2-(6)ア(イ)及びイ(イ)の根拠資料一式が提出され次第、その内容を確認し、認定の可否を判断してまいります。	

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号			
48	16	第7章		第42条	1		反対運動及び訴訟等	質問 「本事業の実施自体に対する反対運動又は訴訟等に起因して事業者に増加費用又は損害が発生したときは、市は、当該増加費用又は損害を事業者に補償する」と記載されておりますが、「第40条リスク分担の原則」の質問内容に準拠しますが、SPC経費に甚大な出費が発生することを危惧します。また、この費用を入札段階で見込み計上することも競争原理のもとでは困難です。以上より、当該事象発生時はSPC経費の増加分を貴市が補償することを追記願います。更に、個別路線の業務遂行上の履行困難に致る事象（個別の反対運動等）の発生に対しては、第41条にて適応するという理解で宜しいでしょうか。	本事業の実施自体に対する反対運動及び訴訟等に起因して、SPC経費に増加費用が発生した場合は、合理的な範囲で市は当該増加費用を補償する想定です。事業契約書(案)において、補償対象とする費用を限定しているのではなく、記載としては原案のとおりとします。また、繰り返し協議を行ったものの、所轄警察署又は市民から当該路線の施工業務の実施についての理解が得られない場合は、事業契約書(案)第41条にて対応することとなります。
49	17	第7章					第三者損害	意見 R5.5.10公表の事業(案)及び要求水準書(案)等に関する質問・意見及び回答(No.65)では、「営業補償を行った上での更新の実施は想定しておりません」、との回答ですが、この方針に変更がないと理解しております。引き続き本方針をお願いします。	令和5年5月10日公表の「事業(案)及び要求水準書(案)等に関する質問・意見及び回答」のNo.65の回答については、本事業では、更新対象路線の沿道店舗や企業等との地元調整に当たっては、要求水準書第6-2-(4)を踏まえ、基本的には事業者にて当該工事の必要性の説明を含めて対応してもらうことを意図したものとっております。なお、詳細は、後日予定している質疑応答においてご確認ください。
50	17	第7章		第45条	4		不可抗力の発生	質問 「事業者は、不可抗力の発生に伴い、事業者が上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱等に基づく国庫負担の対象となる災害応急対応業務を実施した場合、…申請等について市を補助するほか、本事業を含む市水道事業の復旧に向けて、…市水道事業の継続に必要な措置に協力する」と記載されておりますが、貴市が策定した初動から応急処置、復旧までの具体的なマニュアルがあれば資料開示願います(地震等緊急時対応の手引き、日本水道協会を除く)。	基本協定締結後に、水道局の災害時における初動から応急復旧までの活動内容が把握できるマニュアル(抜粋版)を提供します。
51	18	第7章		第46条	1	(1)	不可抗力による損害負担	質問 業務又は業務毎に規定する金額の1/100総当額に至るまでの費用、損害は事業者が負担するとありますが、当該1/100相当額とは事業期間に亘り事業者が負担する総額であるとの理解でよろしいでしょうか。また、各業務における費用、損害について該当する業務のサービス購入料の1/100相当額までが事業者の負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者における不可抗力による損害の負担額は、SPC経費を除き、不可抗力影響路線毎に算出し、数次にわたる不可抗力の場合、100分の1相当額に至るまでの費用又は損害は累積します。なお、SPC経費は不可抗力が発生した事業年度毎に算出し、同じく100分の1相当額に至るまで累積します。
52	18	第7章		第46条	1	(2)	不可抗力による損害負担	質問 かかる状況においても、善管注意義務を果たし、または保険を付保していても事業者が発生する費用、損害は1/100相当額までが事業者の負担であり、それを超える額は市の負担であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	18	第7章		第46条	1	(1)	不可抗力による増加費用及び損害の扱い	質問 不可抗力影響路線について生じた当該費用又は損害のうち、保険等で補えられなかった費用の100分の1は事業者が負担とありますが、1%を事業者が負担せねばならない根拠をご教示ください。	不可抗力事象に起因する事業費の増については、事業者においてもその増加額の低減に向けた努力がされるよう事業者に一定率の負担を求めることとしており、「1%」については、公共工事標準請負契約約款や他のPFI事例を参考に設定しています。
54	18	第7章		第48条	3		第三者に及ぼした損害	質問 「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領」の第3条(事前調査)第1項には、「工事の施工にあたっては、発注者が必要と認める区域(原則として沿道)の施設について別に定める細則により事前調査を行う」、とありますが、本事業の場合の手続きについて教えてください。市から別途区域が指定されるのでしょうか。それとも事業者側から協議する必要があるのでしょうか。	特別に事由のある場合を除き、別添1の範囲に入る家屋等施設を対象とし、事業者側より対象範囲を設定した上で、市がその範囲を確認する流れとなります。
55	18	第7章		第48条	3		第三者に及ぼした損害	質問 「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領」の第3条(事前調査)第2項には、「2前項の事前調査は、受注者を実施させ、その結果を発注者に報告させるものとし、これに要する費用は当初工事設計書に計上する。」、とありますが、本事業においても詳細設計時点での当該費用の計上と理解すれば宜しいでしょうか。	当該費用については、工事費に計上します。また、工事着手前の当初設計時点以後も、施工中に新たに判明した事由により、事前調査が必要となった場合には、設計変更の対象となります。

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号			
56	18	第7章		第48条	3		第三者に及ぼした損害	質問 「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領」の第7条(補償の方法)には、「損害の補償は、原則として原形復旧とする。ただし、被害者が金銭による補償を希望し、かつ、発注者がこれを適当と認めたときは、原形復旧に要する費用の範囲内で金銭で補償することができる。」とありますが、原形復旧の場合の本事業における市からの工事費用等支払い条件を教えてください。	支払方法や支払手続についてのご質問であるとの前提でお答えしますと、「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領」に従って復旧見積書等を市が承認した後、復旧工事を施工し、工事完了後に提出される精算書等に対する市による審査を終えた後に、市の負担分について事業者を支払う想定です。
57	18	第7章		第48条	3		第三者に及ぼした損害	質問 「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領」の第7条(補償の方法)には、「損害の補償は、原則として原形復旧とする。ただし、被害者が金銭による補償を希望し、かつ、発注者がこれを適当と認めたときは、原形復旧に要する費用の範囲内で金銭で補償することができる。」とありますが、金銭の場合には市から対象者に直接支払いでしょうか、それとも一旦事業者が立替し後日市から返金頂けるのでしょうか。事業者が一旦立て替える場合の本事業における市からの支払い条件も教えてください。	支払方法や支払手続についてのご質問であるとの前提でお答えしますと、事業者が被害者に対する補償を完了し、精算書等に対する市による審査を終えた後に、市の負担分について事業者を支払う想定です。
58	18	第7章		第48条	3		第三者に及ぼした損害	質問 「工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領」の第8条(補償費用の負担)第2項ただし書きには、「個々の補償額が100万円以上のも及び発注者が特別の理由があると認めたものについては、その相当控除額を除いた負担の割合については、発注者と受注者が協議して定めることができる。」とありますが、「個々の補償額」とは、補償対象物(又は対象者)1件あたりに対する補償額という理解で宜しいでしょうか。	被害のあった施設の所有者(権利者)ごととなります。
59	20	第8章		第51条			要求水準未達違約金	質問 前二条とありますが、セルフモニタリングは要求水準未達等を事業者が見出すための仕組みですので、セルフモニタリングにおいて要求水準未達の存在が判明しても、要求水準未達違約金を課すことは適当ではないと考えます。前条に修正いただきたい。	事業契約書(案)第51条記載の「前二条に規定するモニタリングの結果」とは、セルフモニタリングと市のモニタリングから成るモニタリング全体の結果を指し、セルフモニタリングの結果のみで違約金を徴収する意図ではなく、市によるモニタリング(事故等発生時の随時の確認も含む。)の結果、所定の要求水準未達が判明した場合には徴収することから、意図を明確にするため「前二条に規定するモニタリングの結果、」を削除します。
60	28	第12章	第2節	第68条	1		合意解除	質問 「市及び事業者は、合意により本契約を解除することができる。この場合、本契約に別途定めるほか、解除の効果については市及び事業者の合意により決定する」と記載されておりますが、本契約に別途定める時期と策定条件についてご教示願います。また、解除効果について双方の合意となりますが重要判断基準についてご教示願います。	前段については、事業契約書(案)第69条、第70条及び第75条を確認ください。後段については、市としては、本条による解除に同意するか否かは、その原因となる事象ごとに個別に判断します。
61	30	第12章	第6節	第73条			法令等、不可抗力による損害の負担	質問 法令等、不可抗力による損害の負担について、継続の場合は原則として市が負担となるが、解除の場合はそれぞれの負担となります(事業契約73、74条)。不可抗力損害が生じ、契約解除となる場合、例えば復旧等の負担はどちらになるでしょうか(事業契約46条は継続する場合の定め)。解除の場合であっても、復旧工事完了までは46条に則り1%までの負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、復旧の範囲は、工事目的物に関する損害、工事材料に関する損害、仮設物又は建設機械器具に関する損害、及びこれら損害の取り片付けに係るものを対象に、具体的な対応との関連性を見ながら判断していくこととなります。
62	33	第14章		第82条	7		個人情報の保護	質問 「大阪市個人情報保護条例」は、令和5年2月27日に全部改正がなされ、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」になったのではないのでしょうか。適用条例についてご教示ください。	ご指摘のとおりですので、事業契約書(案)を修正します。
63	33	第14章		第82条	8		個人情報の保護	質問 「大阪市個人情報保護条例」は、令和5年2月27日に全部改正がなされ、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」になったのではないのでしょうか。適用条例についてご教示ください。	ご指摘のとおりですので、事業契約書(案)を修正します。
64	36	第14章		第85条	1		兼業禁止	質問 「事業者は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りでない」と記載されておりますが、特定事業および任意事業は事業範囲と理解しております。禁止となる兼業を明確化願います。	本条により禁止となる業務は、特定事業及び任意事業を除く業務です。なお、「本事業」の定義は、事業契約書(案)別紙1の(62)を確認ください。

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号			
65	37	第14章		第89条	1		疑義に関する協議	質問 「本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議して、これを定めるものとする」と記載されておりますが、「第68条 合意解除」が該当するのをご教示願います。	事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合や事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合について、市及び事業者が協議を行った上で、事業契約書(案)第68条に基づいて事業契約を合意解除することは基本的に想定していません。
66	42	別紙1				(52)	任意事業	質問 「任意事業」とは、……、他の市町村等が事業主体である水道事業、下水道事業及び工業用水道事業並びにこれらに類する事業に関連する業務の総称をいう」と定義付けておられますが、任意事業とは大阪市の上記事業を除くことが前提なのでしょうか？その理由を含めてご教示願います。	「他の市町村等」の「等」に「本市」も含まれますので、本市が事業主体である水道事業、下水道事業及び工業用水道事業並びにこれらに類する事業に関連する業務を任意事業とすることは可能です。
67	47	別紙3			2	(1)	設計費の積算	質問 「(イ) 土木工事積算システム(以下「積算システム」という。)は、市が貸与するが、機器の使用にあたっては市の指示に従う。」とありますが、土木工事積算システムは市より無償で貸与していただけますでしょうか。	土木工事積算システムは市より無償で貸与し、市が指定する設置場所にて貸与する予定です。ただし、用紙等の消耗品は事業者で準備ください。
68	47	別紙3			2	(1)	サービス購入料Aの確定 ア設計費	質問 設計費は路線毎に、設計費の内訳明細書等の客観性をもった積算資料を用いて算定する、とありますが、これは出来高で精算されると理解してよろしいでしょうか。その場合、当該路線の設計が完了した時点の単価、歩掛が適用されるということになるのでしょうか。	要求水準書第5-2-(8)イに記載する「施工着手前の設計内容を確定」した段階での設計成果を元に、市の積算基準に基づき精算します。適用する単価・歩掛については、守秘義務対象資料として希望者に開示した関連資料集No.4(設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について)を参照ください。
69	48	別紙3			2	(1)	サービス購入料Aの確定 イ工事費	質問 工事費は路線毎に、客観性をもった積算資料を用いて積算し承認を得る、とありますが、その場合は当該路線の積算時の単価、歩掛が適用されると理解してよろしいでしょうか。	適用する単価・歩掛については、守秘義務対象資料として希望者に開示した関連資料集No.4(設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について)を参照ください。
70	50	別紙3			2	(2)	サービス購入料Bの確定	質問 断通水作業費は、各精算対象期間の末日から40日以内に断通水作業費の精算内訳書を提出し市の承認を得る、とありますが、これは出来高で精算されると理解してよろしいでしょうか。その場合、当該期間の作業が完了した時点の単価、歩掛が適用されるということになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。適用する単価・歩掛については、守秘義務対象資料として希望者に開示した関連資料集No.3(断通水作業費の精算・積算)を参照ください。
71	51	別紙3			2	(3)	サービス購入料C	質問 サービス購入料Cは、削減率 α 1が掛けられるのは本事業期間が延長された場合のみ、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、ほぼ想定されないことから事業契約書(案)において特に定めていませんが、不可抗力等の事情等により、事業契約に定めるサービス購入料Cを改定する事態となった場合には、改定後の額の算出にあたって削減率 α 1を適用します。
72	54	別紙4			1	(1)	サービス購入料A(工事費のみ)の改定	質問 「路線毎に、別紙3に従って着手前工事費が確定した日から12ヶ月を経過した後、施工計画書に基づく当該路線の残施工期間が2ヶ月以上ある場合に、国内における賃金水準又は物価水準の変動により…」とありますが、賃金水準および物価水準については、事業者の提案にて指標を適用できるものと考えてよろしいでしょうか。適用する指標に指定がある場合は、その指標をご教示願います。	物価変動等に伴うサービス購入料の改定については、インフレスライド条項に基づき、市の請負工事契約において適用している基準を適用します。現在適用している基準については、大阪市ホームページ「技能労働者への適切な賃金水準の確保の取組みについて【令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価への対応】」： https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000593266.html の「インフレスライド条項の適用について(賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項の運用について)」を参照ください。

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号			
73	54	別紙4			1	(1)	サービス購入料A(工事費のみ)の改定	質問 「(③イ)スライド額については、別紙3に従って当該路線の着手前工事費が確定した日と基準日との間の積算システム上の労務単価等(なお、積算システムにおける労務単価等の改定は、毎年5月1日に実施するものとする。)を採用し、スライド額及び工事費の改定額については、市及び事業者の間で協議して定める。ただし、協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、市は、スライド額及び工事費の改定額を定め、事業者に通知する。」とありますが、協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合、第87条に定める紛争調停により改定額を決定すべきと考えますが、いかがでしょうか。	現行の当局発注の請負工事契約での取り扱いを基に本事業での取り扱いを決定しました。入札条件としてご理解ください。
74	54	別紙4				(1)	工事費の変更	質問 改定は完成検査実施時だが、改定の合意は完成検査前に協議して行うとの理解で宜しいでしょうか。	物価変動等に伴う工事費の改定額は、事業契約書(案)別紙4の1-(1)①の請求があるごとに、②及び③に従い決定しますが、当該工事費の改定額を反映したサービス購入料A(工事費)の変更は、工事完成検査の実施時(大淀送水管等において、部分払いを実施する場合は、部分払いに要する出来高検査の実施前)に一括して実施します。
75	55	別紙4			1	(2)	サービス購入料Cの改定	質問 「(①)本事業の開始後、毎年3月に厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」という。)を参照し、一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の賃金(月額)のうち、男女計、学歴計、産業計及び大企業の金額により比較するものとする。」とありますが、賃金センサスのうちの男女計、学歴計、産業計及び大企業の金額のいずれかに1.5%以上の変動がある場合、改定ができると考えてよろしいでしょうか。	「令和4年賃金構造基本統計調査 結果の概況」でいえば、「関連資料>図表データのダウンロード」として公表されるExcelデータの第4表により比較をします。
76	55	別紙4			1	(2)	サービス購入料Cの改定	質問 「(③)改定額については、市及び事業者の間で協議して定める。ただし、協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、市は、サービス購入料Cの改定額を定め、事業者に通知する。」とありますが、当該協議が成立しない場合、第87条に定める紛争調停により改定額を決定すべきと考えますが、いかがでしょうか。	現行の当局発注の請負工事契約での取り扱いを基に本事業での取り扱いを決定しました。入札条件としてご理解ください。
77	56	別紙5				(1)	要求水準未達違約金	質問 事業終了時に発覚した要求水準未達違約金は、契約不適合責任期間(31条)までであるとの理解で宜しいでしょうか。期限の設定をお願いします。	市が要求水準未達違約金を請求する期間は、民法に規定のとおり、要求水準未達が判明してから5年、当該対象施設の引渡しから10年のいずれか先に到来する日までとなります。なお、当該期間は、完成した工事ごとに定めています。
78	56	別紙5				(1)	②ア 工事完成物への影響を生じさせたとき	質問 例示はあるものの、影響を生じさせた時、という表現をより明確な表現でお示しくください。	工事完成物に生じた影響の除去又は回復が必要となる場合を想定しています。
79	56	別紙5				(1)	②ア 工事完成物への影響を生じさせたとき	質問 影響を生じさせたとは再度、施工が必要な状況という理解で宜しいでしょうか。	No. 78の回答を参照ください。
80	56	別紙5				(1)	②ア(イ) 工事完成物への影響を生じさせたとき	質問 再度の掘削を必要としないもの、とあるが、掘削をしないものということではなく、程度を表現したものであり、軽微なものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	56	別紙5				(1)	②ア(イ) 工事完成物への影響を生じさせたとき	質問 掘削を要しても数ヶ月も要しないものは、影響の除去または回復が容易なものとして取り扱われるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、期間だけでなく影響の度合い等も含めて総合的に判断します。
82	56	別紙5				(1)	②ア(イ) 工事完成物への影響を生じさせたとき	質問 工事のやり直しが求められるもの、とあるが、工事完成物に生じた影響の除去または回復には概ね工事が発生すると想定されます。工事のやり直しがあっても数ヶ月を要しなければ、容易なものとして扱われるとの理解で宜しいでしょうか。また、数カ月以上とは、何カ月以上でしょうか。	前段については、No. 81を参照ください。後段については、具体的な期間は定めておらず、前段で回答したとおり、違約金額については個別の状況により判断します。
83	56	別紙5					指定の是正期限	質問 指定は正期限は、市と事業者の協議により決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	「モニタリング基本計画に関する質問・意見に対する回答」のNo. 5の回答を参照ください。
84	56	別紙5					指定の是正期限	質問 指定は正期限は、合理的な期間が設定されるとの理解でよろしいでしょうか。	「モニタリング基本計画に関する質問・意見に対する回答」のNo. 6の回答を参照ください。
85	57	別紙5				(1)	制裁としての違約金②要求水準の未達の影響に係る違約金イ(イ)影響が一時的なものであるとき	質問 この場合、一万戸未満なら500万円でしょうか。市のモニタリング時に協議という理解でよろしいでしょうか。	前段については基本的にはご理解のとおりですが、後段については事象発生時に事業者への聞き取りも含めて状況を確認し、戸数だけでなく影響の度合い等も含めて総合的に市が判断します。

事業契約書(案)に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書(案)、基本協定書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書(案)
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章・別紙	節	条	項	号				
86	58	別紙5				(2)	損害賠償としての違約金	意見	「要求水準の未達により市が受ける損害」とありますが、損害のうち、事業者の責による損害としていただきたい。	損害賠償としての違約金については、事業者の責めによる要求水準の未達と相当因果関係のある範囲で市が受ける損害のみ請求します。
87	全般						全項目共通事項	質問	契約書全般において「協議の上」或いは「協議及び調整を行い」と記載されておりますが、その後の「双方合意」が必須条件と考えます。 「協議の上で合意するプロセス」を文章にて追記願います。 (第16条2項, 第18条1項, 2項, 5項, 6項、第19条1項, 2項, 3項…)	契約書全般において市と事業者で協議を行うとされている事項については、その大部分が、「条文の中で、双方合意に至らなかった場合の決定プロセスを定めている」又は「モニタリング基本計画別紙2-1及び2-2に記載する市の承認事項とされている」ものですので、改めてご確認ください。 なお、事業契約書(案)第4条第3項、第34条第2項並びに第58条第1項第1号及び第2号の4箇所は、一方的に定める性質のものではなく、あえて原案のような規定にしています。

※形式的な調整を除き、質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

要求水準書に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	3	第1	4	(1)			特定事業	質問	特定事業として示されるア～エの業務を合理的に進めるため、各業務で示された内容を実施する組織、体制、役割分担は、事業者の裁量で決めることができ、市から何らかの制約が付くことはないかと理解してよろしいでしょうか。例えば、設計と施工を同一の組織で行う、計画の一部を設計担当が行う、運営の一部を施工担当が行う、などについては事業者の裁量によるかと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等に示す諸要件を遵守する上において、ご理解のとおりです。
2	3	第1	4	(1)			特定事業内の業務再編	意見	運営業務に含まれている設計変更などは、設計業務として実施した方が効率的と考えられます。全体調整や業務履行確認、承認などは運営業務に残し、その他の設計変更の業務を設計業務にて実施するなど、運営業務の一部の業務について、業務を再編することを認めてください。（例：運営業務に含まれている「設計変更」を設計業務ととして設計業務担当企業に担当させる、など）	令和5年6月16日公表の「入札説明書等（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答（その2）」のNo. 24の回答を参照ください。
3	3	第1	4	(1)			特定事業内の業務再編	意見	運営業務のうち、「設計業者の確保」は設計業務に含んだ方が業務効率が高いと判断されるため、設計業務担当企業に担当させることを認めて下さい。ただし、業務の全体調整や計画の調整を担う運営業務には、少なくとも、履行確認、承認などの機能を残すことを想定しています。	No. 2の回答を参照ください。
4	3	第1	4	(1)			特定事業内の業務再編	意見	運営業務のうち、「施工業者及び断通水業者の確保」は施工業務に含んだ方が業務効率が高いと判断されるため、施工業務担当企業に担当させることを認めて下さい。ただし、業務の全体調整や計画の調整を担う運営業務には、少なくとも、履行確認、承認などの機能を残すことを想定しています。	No. 2の回答を参照ください。
5	3	第1	4	(1)			特定事業内の業務再編	意見	運営業務のうち、「設計費の確定」は設計業務に含んだ方が業務効率が高いと判断されるため、設計業務担当企業に担当させることを認めて下さい。ただし、業務の全体調整や計画の調整を担う運営業務には、少なくとも、履行確認、承認などの機能を残すことを想定しています。	No. 2の回答を参照ください。
6	3	第1	4	(1)			特定事業内の業務再編	意見	運営業務のうち、「工事費の精算」は施工業務に含んだ方が業務効率が高いと判断されるため、施工業務担当企業に担当させることを認めて下さい。ただし、業務の全体調整や計画の調整を担う運営業務には、少なくとも、履行確認、承認などの機能を残すことを想定しています。	No. 2の回答を参照ください。
7	3	第1	4	(1)			特定事業内の業務再編	意見	運営業務のうち、「設計変更」は設計業務に含んだ方が業務効率が高いと判断されるため、設計業務担当企業に担当させることを認めて下さい。ただし、業務の全体調整や計画の調整を担う運営業務には、少なくとも、履行確認、承認などの機能を残すことを想定しています。	No. 2の回答を参照ください。
8	3	第1	4	(1)			特定事業内の業務再編	意見	運営業務のうち、「工事費の確定（精算）」は施工業務に含んだ方が業務効率が高いと判断されるため、施工業務担当企業に担当させることを認めて下さい。ただし、業務の全体調整や計画の調整を担う運営業務には、少なくとも、履行確認、承認などの機能を残すことを想定しています。	No. 2の回答を参照ください。
9	3	第1	4	(1)			特定事業内の業務再編	意見	運営業務のうち、「断通水作業費の確定（精算）」は施工業務に含んだ方が業務効率が高いと判断されるため、施工業務担当企業に担当させることを認めて下さい。ただし、業務の全体調整や計画の調整を担う運営業務には、少なくとも、履行確認、承認などの機能を残すことを想定しています。	No. 2の回答を参照ください。
10	3	第1	4	(1)			特定事業内の業務再編	意見	上記No. 2～9について、運営業務から業務の切り離しを認めていただいた場合、各業務の履行確認・承認なども各業務に担わせることが可能でしょうか。	No. 2の回答を参照ください。
11	3	第1	4	(1)			特定事業内の業務再編の場合のサービス購入料	意見	上記No. 2～10を認めて頂いた場合に、サービス購入料C（SPC経費）の内訳が変更になる場合は、削減率α1と2の構成が変わると認識しますので、当該業務がサービス購入料A（工事費・設計費）とサービス購入料C（SPC経費）の内訳変更も含めて提案させて頂けないでしょうか。	要求水準書で示される各特定業務の区分の変更は想定していないため、サービス購入料A（工事費・設計費）とサービス購入料C（SPC経費）の内訳についても、そのままとってください。
12	3	第4	4	(2)			任意事業	質問	「市が事業者を選定するにあたって、入札参加者は、任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は、任意事業を提案することができ」とあります。任意事業の提案は必須ではなく、あくまで任意と理解しました。任意事業の提案内容が特定事業に対してメリットがある場合、その任意事業は評価対象になるのでしょうか。	任意事業については、特定事業を実施するにあたって有益な提案である場合は、評価します。

要求水準書に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
13	3	第4	4	(2)			任意事業	質問	「市が事業者を選定するにあたって、入札参加者は、任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は、任意事業を提案することができる。」とあります。任意事業の提案は必須ではなく、あくまで任意と理解しました。仮に任意事業の提案内容が特定事業に対してメリットがあり、今回の選定ではその点を評価されたとしても、任意事業の実施義務はないと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第4条第1項にて、提案書類も本契約の一部を構成するものと示しており、仮に、任意事業の実施を提案書類において確約しているような場合は、履行義務を負うこととなります。
14	7	第1	7	(2)			施工管理企業	質問	施工管理企業は、共同企業体（JV）でSPCから請け負うことでもよい、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	12	第2	1	(3)	ア	(ア)	本事業実施に関する業務の体制	質問	事業経営全般を管理する統括責任者を配置することとありますが、計画・運営業務責任者、設計業務責任者、施工業務責任者、施工監理業務責任者のいずれかが統括責任者を兼任することは可能でしょうか。	それぞれの選任要件を満たす場合、施工業務責任者を除く各業務責任者と統括責任者の兼務は可能です。
16	12	第2	1	(3)	ア	(ア)	統括責任者の配置	意見	運営業務は、業務の全体調整、履行確認、数量認定など、統括責任者が担った方が効果的な内部統制を期待できると思料いたします。統括責任者と計画・運営業務責任者の兼務を認めていただけませんかでしょうか。	それぞれの選任要件を満たす場合、統括責任者と計画・運営業務責任者の兼務は可能です。
17	12	第2	1	(3)	ア	(ア)	統括責任者の配置	意見	計画業務責任者と運営業務責任者を分けて選任することを認めていただけないでしょうか。また、その場合、統括責任者と運営業務責任者の兼務を認めていただけないでしょうか。	前段については、令和5年6月16日公表の「入札説明書等（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答（その2）」のNo. 21の回答を参照ください。また、後段についてはNo. 16の回答を参照ください。
18	12	第2	1	(3)	ア	(ア)	統括責任者の配置	意見	統括責任者は、SPCに常駐することを求められるのか、組織設計上参考にさせて頂きたいためご教示下さい。	必ずしもSPCに常駐することを求めるものではありませんが、統括責任者には、市との連絡体制を確保することに加え、各業務責任者の一元的な調整を行うという役割を果たすことを求めます。
19	12	第2	1	(3)	ア	(ア)	統括責任者の配置	意見	統括責任者は、市と日常的に対面ですぐに協議が出来る体制を求められますか、組織設計上参考にさせて頂きたいためご教示下さい。	事業期間中、市との連絡体制の確保は求めますが、日常的に対面ですぐに協議ができる状態であるかは問いません。
20	12	第2	1	(3)	ア	(ア)	統括責任者の配置	意見	統括責任者は、市との連絡体制を確保することが要求水準で求められていますが、組織設計上参考にさせて頂きたいためご教示下さい。	必ずしも統括責任者や業務責任者自らによる即時の対応を求めるものではなく、市としては、市からの連絡等に対し、これらの趣旨が確実に責任者に伝達され、緊急性等も踏まえた上で、事業者としての判断や状況説明等の対応ができる体制を求めます。
21	12	第2	1	(3)	ア	(ア)	統括責任者の配置	意見	統括責任者の下に、実務を補助して実質的に日常SPC業務を実施する担当者を配置すれば、統括責任者は定期的な会議体出席でのSPC経営管理体制でもいいのか、組織設計上参考にさせて頂きたいためご教示下さい。	統括責任者に求める役割を果たせるのであれば、手法等は提案の範疇となります。
22	13	第2	1	(3)	イ		業務責任者の配置	質問	本事業で配置する業務責任者（ア）～（エ）は、直接雇用関係にある者を選任するが、事業に支障のない限り専任までは求められていない、と理解しておりますがよろしいでしょうか。R4. 11の要求水準書のポイントに記載された内容から変更はないと解釈しています。	ご理解のとおりです。
23	13	第2	1	(3)	イ		業務責任者の配置	質問	本事業は8年間にわたる長期事業となるため、業務責任者については業務に支障のない範囲で交替は可能と理解してありますが、その考え方でよろしいでしょうか。人員配置については、配置予定技術者の年齢、保有資格、所属企業の組織等を考慮する必要があり、できるだけ制約が無いことを要望します。	それぞれの選任要件を満たす場合において、ご理解のとおりです。
24	13	第2	1	(3)	イ	(ア)	業務責任者の配置	質問	計画業務と運営業務のそれぞれの責任者を配置することは可能との理解でよろしいでしょうか。	令和5年6月16日の「入札説明書（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答（その2）」のNo. 21の回答を参照ください。
25	13	第2	1	(3)	イ	(ア)	業務責任者の配置	質問	計画・運営業務責任者は、それぞれの業務を一元的にとりまとめる役割を担う必要があると思料いたします。これらをまとめて一人の責任者とした意図をご教示ください。	令和5年6月16日の「入札説明書（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答（その2）」のNo. 20の回答を参照ください。
26	13	第2	1	(3)	イ	(ア)	計画・運営業務責任者	質問	計画業務と運営業務を別の企業または共同企業体がSPCから受託する場合、計画・運営業務責任者は、計画業務または運営業務担当企業等のいずれから選任してもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	13	第2	1	(3)	イ	(ア)	業務責任者の配置	質問	計画・運営業務責任者に求められる役割、BIに記載されている業務間の全体工程の総合調整とありますが、計画業務も含まれるとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。なお、要求水準書第4-2-1(1)を確認ください。

要求水準書に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見	回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3			
28	13	第2	1	(3)	イ	(ア)	資格要件	意見 運営業務はマネジメント業務に近く、土木工事資格の有無はさほど関連性が薄い ため、運営業務責任者の資格要件を外して頂けないでしょうか。	計画・運営業務責任者は、業務間の全体工程の総合調整や設計変更の管理など、大規模土木工事の監理技術者が担う役割を想定したものであるため、要求水準書第2-1-U(ア)に示す資格要件を満たす者を配置ください。
29	14	第2	1	(3)	ウ	(ウ)	施工業務責任者	質問 『イ(ウ)の施工業務責任者は、土木一式工事において、監理技術者又は主任技術者として従事した元請施工の実績を有していること』とありますがイ(ア)の計画・運営業務責任者の実績と同様にこの土木一式工事とは事業費が概ね10億円以上(税込み)の大規模工事との理解でよろしいでしょうか。	ウ(ウ)（施工業務責任者に求める経験等）に示す「土木一式工事」は、事業費が概ね10億円以上（税込み）の大規模工事に限定していません。
30	14	第2	1	(3)	ウ		業務責任者に求める経験等	質問 業務責任者以外の配置予定技術者に求める経験等の指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	業務責任者以外に、設計業者、施工業者及び断通水業者において、業務に従事する配置技術者に対しては、それぞれ要求水準書第4-2-(2)に示す経験又は資格の保有を求めています。
31	15	第2	1	(3)	オ		第三者への委託等に関する事項	質問 「市内中小企業者との連携及び協力を配慮すること。」とありますが、連携、協力が評価点に反映されると理解してよろしいでしょうか。	評価基準の詳細については回答を差し控えます。
32	15	第2	1	(3)	オ		第三者への委託等に関する事項	質問 市内中小企業者との連携及び協力を配慮すること、とあり、多くの市内中小企業者に事業参画の機会をつくることが求められております。ここでは、企業の数、優良企業など企業の質、それ以外の何を評価されるのかご教示ください。	No.31の回答を参照ください。
33	16	第2	1	(5)	ウ		財務状況の自己確認と報告	質問 任意事業がある場合に提出が求められる市が必要とする関連資料について、現時点でどの様な資料を想定されているのでしょうか。	特定事業とは区分された任意事業のみの収支実績が把握できる財務書類を想定しています。
34	17	第2	1	(7)			地域への配慮に関する事項	質問 本事業の進捗に多大な影響を及ぼすもの又は本事業以外の市水道事業に対する意見又は要望等。とありますが、市が想定している意見又は要望をご教示ください。	本事業の進捗に多大な影響を及ぼすものとしては、路線の沿道一帯で本事業に対する反対運動が発生し、工事の進捗に多大な影響を及ぼす見込みである場合等、本事業以外の市水道事業に対する意見又は要望等としては、本事業の路線近傍で行われている水道局の管路工事に対して意見や要望があった場合等が想定されます。
35	17	第2	1	(8)			環境対策に関する事項	質問 ア～オの事項に関する、貴市の具体的な環境対策目標値はありますか。あればご開示願います。	定量的な目標値はありません。
36	17	第2	1	(9)			災害時における市の水道管復旧	質問 広域的な大規模災害が発生し、工事現場周辺で市の水道管路の復旧が必要である場合でも、市から要請があるまでは、復旧活動への従事に協力する必要はないということでしょうか。	本要求水準書で求める範囲は、ご理解のとおりです。
37	17	第2	1	(9)			災害時における市の水道管復旧	質問 市から要請があった場合、可能な限り水道管路の応急復旧活動への従事に協力すること、とありますが、本事業と応急復旧のどちらを優先するかは市の判断であり、通常業務に支障のない範囲で協力が求められていると理解してよろしいでしょうか。	本事業と応急復旧のどちらを優先するかは市の判断となります。可能な範囲で対応いただければ結構です。
38	19	第3	1	(1)			管路更新計画の策定と管理	質問 管路更新計画の内容は、当該年度に設計する路線と施工する路線の概要と仕様を具体的に示すことであり、それを年度単位で進捗管理すると理解しておけばよろしいでしょうか。	単年度事業計画に含まれる管路更新計画は、当該年度に設計する路線及び施工する路線の事業量、事業費見込み並びに達成すべき指標の達成状況見込みを具体的に示すものであり、策定した計画は、事業報告書等により、定期的（月次、半期、単年度）に進捗管理を行います。
39	19	第3	1	(2)			更新後の口径	質問 市が提示する条件で口径を決定するとあります。提示条件※にもよりますが、受注者側で管網計算（1次配水ブロック内、2次配水ブロック）は必要でしょうか。 ※提示条件例：2次配水ブロックへの分岐地点の水圧が決められていれば、1次ブロック内での管網計算まで大丈夫と思われま。	受注者による管網計算は想定していません。管網計算は市において行い、条件提示を行います。
40	19	第3	1	(2)			管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整	質問 管路構成計画は、原則として路線毎に作成するという事でよろしいでしょうか。開示資料で示された例を見ると、路線毎に口径、接続形態、断通水手順を示した模式図を作成する作業と理解しています。	路線又は工事単位ごとに策定し、それに基づいて設計業務に着手します。
41	19	第3	1	(2)			管路構成計画及び断通水作業計画の策定と調整	質問 断通水作業計画は、原則として路線ごとに作成するという事でよろしいでしょうか。ただし、断通水作業計画書は施工時の作業手順書となるため、計画段階では管路構成計画に合うよう断通水の手順を検討するものと理解しております。	断通水作業計画は、作業ごとに策定します。同一工事であっても、一部断水や一部通水を行う場合は、その都度、作業計画が必要です。

要求水準書に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
42	19	第3	2	(1)	ア		管路更新計画の策定と管理	質問	大淀送水管の耐震化について、4事業年度末までに東側区間、8事業年度末までに西側区間を更新するよう示されていますが、西側区間にある毛馬水管橋などの鋼管路線は耐震化されていますので、更新は不要と考えます。短期間で多くの管路を更新せねばならないため、耐震化済みの区間は除外できると理解しておりますが、その考え方でよろしいでしょうか。	毛馬水管橋は本事業の対象外です。なお、守秘義務対象資料として希望者に開示した参考資料No. 9（対象基幹管路の路線別管理図）を確認ください。
43	19	第3	2	(1)	ア	(イ)	大淀送水管並びに新東部幹線及び巽送水管	質問	4事業年度末までの工事完成を目安にする旨が規定されていますが、本規定は目安であって、未完成でも要求水準違反とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業契約書（案）第4条第2項において、「提案書類の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する。」と定めており、4事業年度末までの工事完成する旨を提案書類において確約する場合は、工事の未完成は、要求水準未達の対象となります。
44	20	第3	2	(1)	イ		管路更新計画の策定と管理	質問	管路更新計画の中で提示する事業費の見込みは実施設計前の概算となるため、費用の上振れ、下振れが発生することについては許容していただけると理解しておりますが、その考え方でよろしいでしょうか。	管路更新計画の中で提示する事業費については、ご理解のとおりです。 ただし、管路更新計画に記載する事業費見込みは、本事業に関連して市業務で必要となるため、実施設計前後で事業費の乖離が生じるような場合には、乖離理由書等必要資料の作成、提出をお願いします。 詳細は、要求水準書第2-1-1（4）を確認ください。
45	20	第3	2	(2)	ア		管路構成計画策定及び計画段階における断通水手順の調整	質問	管路構成計画は、開示資料で示された例を見ると、当該路線を設計するにあたり設計方針を決めるプロセスと理解していますが、その考え方でよろしいでしょうか。設計業務は本計画に基づき進めていくことになると考えております。	管路構成計画は、口径、接続方法、断通水手順に基づく弁栓類配置を決定するもので、ご理解のとおり、管路構成計画に基づき、設計業務を進めていくこととなります。
46	20	第3	2	(2)	イ		断水範囲及び断水期間の想定	質問	「必要な断水範囲及び断水期間を想定して（市による浄水場の年間浄水処理計画、配水系統別水量分担計画、他の工事や維持作業計画等を考慮）」とありますが受注者側で2次配水ブロックでの管網解析（バックアップの可能性も含めた）が必要という理解でよろしいでしょうか。	市による浄水場の年間浄水処理計画、配水系統別水量分担計画、他の工事や維持作業計画等は、各種条件に影響を与えますが、市でその影響を考慮したうえで、提示する条件に反映します。 このため、受注者による管網計算は想定していません。 上記の市の計画を考慮したうえで、必要に応じて市において管網計算を行い、条件提示を行います。
47	20	第3	2		オ		また、単年度事業計画書を市が承認した後に、同様の要請があった場合については、必要に応じて「全体及び単年度事業計画書に含まれる管路更新計画」の内容の見直しを行い、市に提出し、承認を得ること。	質問	市が承認した後に内容の見直しは、事業者の責によらないものと考え、見直しに要する費用は増額になるものと理解して宜しいでしょうか。	見直しに要するSPC経費については、これらの対応分も見込んでいるため、提案時に確定するものとしており、事業費変更の対象とはなりません。
48	20	第3	2	(2)	ア	(ア)	別途提示する路線一覧	質問	開示資料にて提示される予定でしょうか。	守秘義務対象資料として開示した参考資料 No. 7（対象基幹管路のリストと位置図（付加情報あり））として提示したところです。
49	21	第3	2	(2)	ウ		管路構成計画策定及び計画段階における断通水手順の調整	質問	管路構成計画策定の協議において、市は更新後の管路構成（口径、接続条件）と断水可否を提示する、とありますが、そうすると事業者が行う管路構成計画策定は、市から提示された内容と条件に基づき開示資料で示された例にある模式図を作成する業務と理解していますが、その考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	23	第3	2	(2)	イ	(イ)	施工段階における断通水作業計画の策定と調整	質問	「濁り影響範囲検討依頼」を提出とありますが、どれくらいで回答をいただけますでしょうか。	1週間程度を想定しています。ただし、複数の検討依頼を同時に提出された場合は、この限りではありません。
51	23	第3	2	(2)	イ	(オ)	断通水作業計画の策定と調整	質問	「濁り影響範囲内で生じた濁りは、事業者に於いて対応」とあるが、断通水手順及び断通水作業計画を市と協議し承認を得た上で作業となる。手順通り作業しても濁りが発生する可能性はあるので、事業者は当然対応はするが、市の対応協力も不可欠だと思う。従来は水道局職員が現場で指示しながら行っていたが、本事業では全て事業者のみで断通水作業及び濁り対応をしなければならないと言う事でしょうか。	要求水準書第3-2-1（2）イ（ウ）のとおり、濁り影響範囲検討依頼への回答時に、市と事業者で濁り対応策も含めた協議を行うこととなっています。事業者は、協議結果に基づき、必要に応じて事前に濁りPRを行い、その上で濁り影響をお客さまが受けた場合、お客さまへの補償の対象にはならないため、この協議では、主に濁りPRの確実な実施を想定しています。 なお、市との協議結果に基づく事業者の対応策が不十分だった場合、その対応は事業者において実施することとなります。

要求水準書に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
52	23	第3	2	(2)	イ	(オ)	同上	意見	民間事業者は今までに体験した事が無い事なので、民間事業者がノウハウを取得するまでは市職員様の現場での指導を要望します。	現地での指導を行う予定はありませんが、基本協定締結後に、市と事業者で業務引継ぎに関する協議を行い、引継内容や方法について調整します。
53	24	第3	2	(2)	イ	(カ)	断通水作業計画	質問	現場状況から、追加で断通水作業が必要となった場合、協議の上、承認を得ると記載されておりますが、既存バルブ類が老朽化により完全に作動しないことや、適正トルクで作業したにもかかわらず、老朽化によりスピンドルが破損することも想定されるため、このような事象に関しても、協議の上、承認をいただき、追加発生した費用に関しては、市の負担により精算されるという認識でよろしいでしょうか。	経年劣化により作業が追加となった場合、追加作業分の断通水作業計画を調整し、市の承認を得たうえで、追加作業を実施します。この追加作業は、市の負担により精算します。
54	28	第1	1				運營業務の業務内容	意見	運營業務のうち「設計費の確定」を設計業務ではなく運營業務に含まれた理由や背景を教えてください。実施体制構築上の参考にさせていただきます。	設計費、工事費及び断通水作業費の確定に係る業務については、現行では市が直営で実施している業務であり、市の積算基準に基づいて一律の対応を要する業務であることから、費目毎に業務区分を分散せず、運營業務として1本化した方が合理的と考えたためです。
55	28	第1	1				運營業務の業務内容	意見	運營業務のうち「工事費の確定」を施工業務ではなく運營業務に含まれた理由や背景を教えてください。実施体制構築上の参考にさせていただきます。	No. 54の回答を参照ください。
56	28	第1	1				運營業務の業務内容	意見	運營業務のうち「断通水作業費の確定」を施工業務ではなく運營業務に含まれた理由や背景を教えてください。実施体制構築上の参考にさせていただきます。	No. 54の回答を参照ください。
57	31	第4	2	(3)	イ		設計費の確定及び工事費の精算	質問	積算システムは市から貸与いただける、とのことですが、賃借料の有無を教えてください。有る場合に、金額やその他条件を教えてください。	賃借料はありません。ただし、用紙等の消耗品は事業者で準備ください。
58	33	第4	2	(4)	イ	(イ)	設計変更(イ)-C-b	意見	「試験掘後から施工着手までの期間が起因して、舗装復旧の指示があった場合は精算の対象外」とあるが、建設局各工営所の担当者によって相違があるので一概に対象外ではなく、「水道局と協議の上」として頂きたい。当然事業者の責によるものは対象と理解している。	「事業者の都合により実施した試験掘」として、例えば、事業者の都合により先行して試験掘を実施し、工事着手までの期間が長くなったことに起因して、道路管理者から舗装復旧の指示があった場合は、精算の対象外です。一方、事業者の都合により実施した試験掘ではない場合は、精算の対象となります。
59	34	第4	2				物価変動による工事費の精算	質問	当物価変動による工事費の精算は、路線毎に実施する必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業契約書（案）別紙4の1-（1）を確認ください。
60	34	第4	2				物価変動による工事費の精算	質問	当該手続きにおいて市の承認が得られた際の支払条件を教えてください。	支払方法や支払手続についてのご質問であるとの前提でお答えしますと、事業契約書（案）別紙3の2-（1）①イ（ウ）及び別紙4の1-（1）⑤を参照ください。
61	34	第4	2				履行困難路線認定の場合の精算	質問	当該手続きにおいて市の承認が得られた際の支払条件を教えてください。	支払方法や支払手続についてのご質問であるとの前提でお答えしますと、履行困難路線として認定され、その履行済みの出来高について市が承認した後は、その出来高に応じてサービス購入料A及びBを確定させるとともに、各業務の完成時におけるサービス購入料の支払方法や支払手続に準じて支払うこととなります。
62	37	第5	1	(1)			設計計画の策定	質問	路線毎の実施工程及び実施方針等を示した設計計画書を作成する業務、とありますが、これは現在発注している設計委託業務に含まれる業務計画書と同じ位置づけのものでしょうか、それとも全く異なるものなのでしょうか。成果物が異なる場合は、サンプルを提供していただくことを要望します。	設計計画書の位置づけについては、要求水準書第5-2-（1）を確認ください。要求水準を満たすことを前提として、様式は任意となります。
63	37	第5	1	(1)			設計計画の策定	質問	設計計画において、当該路線の設計に測量調査、土質調査、地下埋設物の非破壊調査などが必要な場合は、市と協議の上で計画に含めることができると理解しておりますが、その考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	37	第5	1	(3)			工法の選定	質問	事業者が設計検討時に提案する実際工法は、合理的な理由がない限り、市から変更されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第5-2-（3）を満たす合理的な工法選定をしてください。
65	38	第5	2				要求水準	質問	施工の安全性に対する検討と、コスト縮減に寄与する設計成果。とありますが、貴市は施工の安全性とコスト縮減のどちらをより優先されますでしょうか。	施工の安全性及びコスト縮減の双方について重要と認識しています。

要求水準書に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
66	39	第5	2	(1)			設計計画の策定	質問	市から提供される設計図書は設計が完了しており、精査後に施工可能と理解してよろしいでしょうか。提供される設計図書は、モニタリング基本計画の別紙1「市による承認・確認に関する標準的な事務処理フロー」のどの段階かをご教示ください。	市から提供する設計図書は、埋設調整図面の作成時点のものを提供しますので、これを事業者にて精査したのち、市による承認、埋設調整（企業間調整・本調整）を経て、次の事務処理を進めていただきます。
67	39	第5	2	(1)			設計計画の策定	質問	市から提供される設計図書の精査に係る費用について、精算の条件や時期をご教示ください。	要求水準書第5-2-(8)イに記載する「施工着手前の設計内容を確定」した段階での設計成果を元に、市から提供した設計図書の精査の結果、追加で必要となった業務について、市の積算基準に基づき精算します。 適用する単価・歩掛については、守秘義務対象資料として希望者に開示した関連資料集No.4（設計費及び工事費の路線ごと精算額確定のための共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整並びに積算基準について）を参照ください。
68	39	第5	2	(1)			設計計画の策定	質問	市から提供される設計図書の精査により、再度設計が必要となることはないという理解でよろしいでしょうか。再度設計となることが想定される場合には、精算条件をご教示ください。	試験掘の結果、設計条件が大幅に変更となった場合等、再度設計が必要となることが想定されます。その際の精算条件については、No.67の回答を参照ください。
69	39	第5	2			オ	要求水準	質問	市及び設計業務に関わる全ての者で共有できる体制を構築。とありますが、市が求める市側の共有範囲をご教示下さい。	市側に共有する範囲は、契約締結後に別途通知します。
70	42	第5	2	(3)		キ	工法の選定	質問	橋梁添架管の設計に関して、市と連携し、設計に着手する前に管理者及び関係各所と調整とありますが、調整期間はどれくらいかかるのでしょうか。	現場条件や調整先の状況等によりしますので、一概にどれくらいかかるのかはお答えいたしかねます。
71	42	第5	2	(3)		キ	要求水準	質問	更新後の管体及びその固定部分の総重量は、原則として、更新前の総重量以下とすること。とありますが、橋梁の構造に問題ないことを示せば、貴市や橋梁管理者との協議次第で既設管を撤去せずに更新する工法を提案しても良いということでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	44	第5	2	(4)		カ	埋設調整	質問	周辺管路の増強・増径等とありますが、具体的な実施内容をご教示ください。	管路構成計画どおりの施工が不可能となった場合、市と事業者で再協議を行い、管路構成計画の変更、承認が必要となります。この協議で、要求水準書第3-2-(2)ア（エ）のとおり、既設の管路構成とは異なる形状を提示する場合があります。
73	46	第5	2	(5)		キ	修繕対象弁栓類の取替の設計	質問	修繕対象弁栓類取替の設計費用について、設計後に精算するという理解でよろしいでしょうか。清算条件をご教示ください。	「事業契約書（案）に関する質問・意見に対する回答」のNo.68の回答を参照ください。
74	50	第6	1				業務範囲	質問	業務範囲にある(3)施工協議や(4)地元調整は、設計業務における埋設調整や住民・事業所等に対する説明と類似の内容と認識しています。本事業ではこれらを一連の作業として合理的に進めることは事業者の裁量の範囲と理解していますが、その考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	51	第6	2				施工業務に関する要求水準	質問	民間事業者もISO22000を取得しなければならないのでしょうか。	ISO22000の取得については任意となります。
76	51	第6				ア	施工計画書の作成	質問	施工計画書は路線単位で作成する想定ですが、路線単位でなくエリア単位、年度単位のほうが合理的な場合がありますので、作成単位は市と事業者で協議して決めることを要望します。	工事全般に共通する事項を集約し、エリア単位、年度単位で包括して記載しても構いませんが、路線ごとに異なる地域事情を反映した施工計画書を作成ください。 詳細な作成方法については、基本協定締結後に協議します。
77	51	第6	2			ア	施工計画書	質問	当規定の施工計画書は路線単位で提出するのでしょうか。	No.76の回答を参照ください。
78	53	第6	2	(1)			各種許可申請手続き	質問	道路管理者を初め各種管理者への届け出は、資料作成は民間事業者、届出は市水道局様という理解でよろしいでしょうか。	各種許可申請手続きについては、原則として、事業者が、申請・届出書類及び図面等の関係図書の作成・提出から完了までの一連の手続きを実施する必要があります。 なお、当該管理者の要請により、市による手続きを求められた場合は、市水道局が申請・届出を行います。事業者には、協議に必要な関係図書の作成や当該管理者との協議に参加し、質疑等の対応を行ってください。

要求水準書に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
79	55	第6	2	(4)			地元調整	意見	市民に対してのPR及び苦情対応は当然民間事業者で行うが、市民より本市職員様と直接話をしたい要望があった場合は対応をお願いしたい。	地元調整については、事業者にて主体的に実施することになりますが、ご懸念の場合も含め、事業者だけの対応が困難と判断した場合は、事業者とともに市が対応することを想定しています。 ただし、住民苦情対応の不備等、事業者の責めに帰すべき事由により市の対応が必要となった場合には、モニタリング基本計画第4-1-(1)ア表2に例示のとおり、要求水準未達になることにご留意願います。
80	58	第6	2	(5)	ク	(ア)	道路復旧	質問	「道路管理者と市の立会」「竣工確認検査を市とともに受験」の中の市とは水道局様の理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
81	60	第6	2	(5)	シ	(カ)	断通水作業による洗浄排水や遊離残留塩素濃度	意見	当作業は人体に影響を及ぼす恐れのある作業の為、本市水道局職員様の現場での直接指導、若しくは従来通り本市でお願いしたい。	入札条件としてご理解ください。
82	60	第6	2	(5)	シ		断通水作業	質問	断通水作業の事前調査により、弁栓の不具合が確認された場合、修繕が必要な場合は、市が対応されるという理解でよろしいでしょうか。	この場合、市と協議を行ったうえで、事業者において修繕いただける場合は、市の負担により精算します。 なお、大口径管路上の弁栓類は修繕に日時を要するため、故障弁栓類があった場合は、断水範囲を広げる等の対応を行うことが一般的です。これに伴い、断通水作業が追加となった場合は、市の負担により精算します。

※形式的な調整を除き、質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

【様式1～15】提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領【記載要領】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【記載要領】、提案書作成要領【様式集】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【様式集】
 提案書作成要領【提案書 記載要領】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【提案書 記載要領】、提案書作成要領【提案書 様式集】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【提案書 様式集】

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	様式等	頁	節	細節1	細節2	細節3				
1	記載要領	1	第1条	5			編集方法	質問	ページ番号は様式毎に1から始まる番号を付すとの理解でよろしいでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 1の回答を参照ください。
2	記載要領	1	第1条	5			編集方法	質問	添付資料にはページ番号を付す必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 2の回答を参照ください。
3	記載要領	全般					印鑑証明書	質問	印鑑証明書は【様式4】【様式6】【様式7】【様式8】【様式9】のそれぞれに一枚ではなく、纏めて一枚という理解でよろしいでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 3の回答を参照ください。
4	様式4	11					構成企業等の名称	質問	構成企業等の名称は、企業名を特定できる名称等、制約はございますでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 4の回答を参照ください。
5	様式5	12					構成企業等構成一覧表	質問	「本事業における役割」について、共同企業体として複数の業務を行う場合、共同企業体として行う業務全てを記載するのでしょうか。もしくは、共同企業体の中での役割を記載するのでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 5の回答を参照ください。
6	様式5	12					構成企業等構成一覧表	質問	「本事業における役割」について、その内容を簡潔に記載し、一つの業務を複数で分担する場合は、分担する業務の内容も記載する、とありますが、資格審査書類の受付時点で予定している役割で宜しいでしょうか。また、提出後の変更は可能でしょうか。役割の変更が可能であれば変更可能な期間を教えてください。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 6の回答を参照ください。
7	様式5	12					構成企業等構成一覧表	質問	「本事業における役割」について、役割を選択し、その内容を簡潔に記載、一つの業務を複数で分担する場合は分担する業務の内容も記載する、の書き方について、「計画、運営、設計、施工管理、施工監理、その他（）」の該当事項に丸をして選択、もしくは該当事項以外は削除するのでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 7の回答を参照ください。
8	様式5	12					構成企業等構成一覧表	質問	「本事業における役割」について、役割を選択し、その内容を簡潔に記載、一つの業務を複数で分担する場合は分担する業務の内容も記載する、の書き方について、一つの業務を複数で分担（共同企業体として実施）するが、業務範囲を明確に分ける予定がない場合、なお書き以降に対する記載は不要との理解で宜しいでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 8の回答を参照ください。
9	様式5	13					構成企業等構成一覧表	質問	本様式に記載する応募アドバイザーは、資格審査提出時点で委託契約を締結しているアドバイザーのみとの理解でよろしいでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 9の回答を参照ください。
10	様式5	13					構成企業等構成一覧表	質問	本様式に記載する応募アドバイザーには、提案書コンサルタントや保険コンサルタントも含まれますでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 10の回答を参照ください。
11	様式7	16					参加資格要件の確認に必要な書類等 （大阪市入札参加有資格者名簿の登録証明書）	質問	「大阪市入札参加有資格者名簿の登録証明書（登録業種及び業者コードを確認できるもの）」とありますが、大阪市電子調達システムの入札参加有資格者名簿情報をスクリーンショットしてプリントアウトしたもので宜しいでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 11の回答を参照ください。
12	様式7	16					大阪市入札参加有資格者名簿の登録証明書（登録業種及び業者コードを確認できるもの）	質問	登録証明書とは具体的にどのようなものかご教示下さい。 例）大阪市入札情報サービスから入札参加有資格者名簿情報を出力したもの等	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 12の回答を参照ください。
13	様式7	16					会社概要（パンフレット等の使用も可）	質問	最低限、必要とされる項目がございましたでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 13の回答を参照ください。
14	様式7	16					参加資格要件の確認に必要な書類等 （使用印鑑届）	質問	使用印鑑届について、使用印鑑の変更だけでなく、実印登録している代表者から権限委任により受任者を設定することは可能でしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo. 14の回答を参照ください。

【様式1～15】提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領【記載要領】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【記載要領】、提案書作成要領【様式集】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【様式集】
 提案書作成要領【提案書 記載要領】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【提案書 記載要領】、提案書作成要領【提案書 様式集】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【提案書 様式集】

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	様式等	頁	節	細節1	細節2	細節3				
15	様式7	16					参加資格要件の確認に必要な書類等 (消費税及び地方消費税の納税証明書)	質問	「※令和4・5年度入札参加資格有資格者名簿に登録されている者は提出を要しない。」とありますが、当内容を証明する書類提出は必要でしょうか。また、名簿登録されている種目は、担当業務に関わらず工事請負、物品・委託、測量・建設コンサルタントのいずれでもよいという認識で宜しいでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo.16の回答を参照ください。
16	様式7	16					参加資格要件の確認に必要な書類等 (大阪府税（全税目）の納税証明書の写し)	質問	「※令和4・5年度入札参加資格有資格者名簿に登録されている者は提出を要しない。」とありますが、当内容を証明する書類提出は必要でしょうか。また、名簿登録されている種目は、担当業務に関わらず工事請負、物品・委託、測量・建設コンサルタントのいずれでもよいという認識で宜しいでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo.17の回答を参照ください。
17	様式7	16					参加資格要件の確認に必要な書類等 (施工管理企業の建設業許可を証明する書類)	質問	施工管理企業が共同企業体となる場合、共同企業体のなかでの役割が「施工」に該当する企業分のみで宜しいでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo.18の回答を参照ください。
18	様式7	16					参加資格要件の確認に必要な書類等 (消費税及び地方消費税納税証明書、法人税納税証明書)	質問	「消費税及び地方消費税納税証明書」「法人税納税証明書」は【納税証明書「その3の3」】1枚で兼ねても問題ないでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo.19の回答を参照ください。
19	様式7	16					参加資格要件の確認に必要な書類等	質問	提案書作成要領【様式集】P16に記載の書類については全て1部で良いとの認識ですが宜しかったでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo.20の回答を参照ください。
20	様式9	19					入札参加制限に関する誓約書	質問	「受任者名」に記載する人物に制約等の条件はございますでしょうか。また、生年月日欄には受任者の生年月日を記載するのでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo.21の回答を参照ください。
21	様式10	21					参加資格要件に関する実績	質問	管路工事に係る設計及び施工業務を元請として一括して受託した実績とありますが、「管路工事」は水道施設の管路に限らないと考えてよろしいでしょうか。	令和5年6月16日公表の「提案書作成要領及び様式集【記載要領・様式集】（参加資格要件）に関する質問・意見に対する回答」のNo.22の回答を参照ください。

※形式的な調整を除き、質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。

【様式16】 提案書作成要領及び様式集【提案書記載要領・提案書様式集】に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領〔記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔記載要領〕、提案書作成要領〔様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔様式集〕
 提案書作成要領〔提案書 記載要領〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 記載要領〕、提案書作成要領〔提案書 様式集〕：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領〔提案書 様式集〕

No	見出し符号					項目名	質問・意見		回答
	様式等	頁	節	細節1	細節2				
1	その他					任意事業の提案様式	質問	任意事業の提案があった場合、どの様式に記載すればよろしいでしょうか。	様式は任意です。 〔提案書 記載要領〕第2-2で定義している入札参加者の任意で提出できる資料として記載してください。
2	その他					任意事業の提案様式	質問	任意事業の収支計画は、特定事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分できれば、記載方法は事業者の提案方法によると考えてよろしいでしょうか。	提案書の添付書類である【添付1】全体収支計画（財務3表）及び内訳書等については、各シートの注意書きをご確認いただいたうえで、特定事業と任意事業を区別・併記して提出してください。
3	提案書 記載要領	2	4	(2)		書式等 添付2及び提案概要書の用紙サイズ	質問	4 書式等(2)「使用する用紙は、各指定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A4サイズ」とされていますが、提案書の添付書類 添付2「セルフモニタリング実施計画（案）」及び「提案概要書」については、様式の指定がないため、A4サイズの用紙を使用する、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	提案書 記載要領	2	5	(1)		編集方法 グループ名の表記	質問	提案書及び添付書類、提案概要書及び入札参加者が任意で提出できる書類の表紙、目次、各ページについて、グループ名を表記する必要はありませんか。	正本1部を除き、グループ名を表記しないでください。
5	提案書 記載要領	2	5	(1)		編集方法 表紙	質問	表紙の右肩に1/30～30/30の番号を記載すること、とされていますが、表紙は、提案書及び添付書類（添付1～5）（1分冊）で1枚、提案概要書（1分冊）で1枚、入札参加者が任意で提出できる書類（1分冊）で1枚、計3枚でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	提案書 記載要領	2	5	(1)		編集方法 表紙	質問	表紙には、【様式16】提案書 の表記は用紙の左肩に記載すればよろしいでしょうか。	別添2でサンプルを示していますので、確認ください。
7	提案書 記載要領	2	5	(1)		編集方法 表紙	質問	表紙に記載する事項など、誤りが生じないように、様式（表紙のサンプル）を公表していただけませんか。	No. 6の回答を参照ください。
8	提案書 記載要領	3	5	(4)		編集方法 「提案書及び添付書類を通したページ番号/提案書及び添付書類の総ページ数」を記載	質問	提案書及び添付書類（添付1～5）を通して、ページ下部中央（余白内）に「提案書及び添付書類を通したページ番号/提案書及び添付書類の総ページ数」を記載すること、となっていますが、提案書の各様式、添付書類の全ての通し番号を付けると、提案書、添付書類のページについて、枚数の増減が生じた時の差し替え作業が大変なため、通し番号は、右肩に記載する、各様式毎、添付書類毎のページ番号だけとしていただけませんか。	入札条件としてご理解ください。
9	提案書 記載要領	3	5	(4)		編集方法 ページ番号	質問	各様式を、A4サイズ縦長両面印刷とするとされていますが、奇数の枚数の様式が生じた場合、仮に5ページの場合は、5ページ目の裏側は白紙になりますので、ページ番号（右肩のページ番号、ページ下部中央のページ番号）は入れないという理解で、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	提案書 記載要領	3	5	(4)		編集方法 添付書類（添付4 入札書）	質問	添付書類（添付4 入札書）は、入札説明書P19の通り提出しますので、提案書及び添付書類には、添付4は含まれないと思いますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおり、含まれません。 入札書の提出方法は、入札説明書第3-5に記載のとおりです。
11	提案書 記載要領	3	5	(5)		編集方法 ページ番号	質問	提案概要書及び入札参加者が任意で提出できる書類については、(3)の通り、目次ページを付けたうえで、ページ上部中央（余白内）に「書類名称（例えば、提案概要書 または 設計・施工の図面）」、右肩（余白内）に「当該添付書類のページ番号/当該添付書類の総ページ数」を記載するで、よろしいでしょうか。	提案概要書については、目次ページ及び書類名称の記載は必要はありませんが、右肩（余白内）に「当該添付書類のページ番号/当該添付書類の総ページ数」を記載してください。 入札参加者が任意で提出できる書類については、目次ページを付け、提案内容を補足する参考図面等の場合は、どの様式を補足する書類が分かるように記載してください。 なお、別添3でサンプルを示していますので、確認ください。
12	提案書 記載要領	3	5	(6)		編集方法 製本の体裁	質問	提案書及び添付書類を1冊とし、提案概要書及び入札参加者が任意で提出できる書類をそれぞれ別冊（計3冊）として取りまとめること、となっていますが、各冊子は、4 書式等(2)「A4サイズ縦長両面印刷とし、左側2点綴じ冊子とすること。A3サイズの指定様式については、片面印刷にてA4サイズ縦長に折り込みのうえで冊子に綴じ込むこと。」という認識で、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	提案書 記載要領	3	5	(6)		編集方法 様式14、15	質問	様式14「提案書に関する誓約書」（1部）と様式15「要求水準に関する誓約書」（1部）は、提案書及び添付書類（添付1～5）の正本に、合冊して提出するという認識でよろしいでしょうか。	〔記載要領〕第1-5に記載のとおり、様式14～15で1冊に取りまとめてください。

【様式16】 提案書作成要領及び様式集【提案書記載要領・提案書様式集】に関する質問書

(※) 入札説明書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業入札説明書、落札者決定基準：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業落札者決定基準、要求水準書：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書
 モニタリング基本計画：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画、事業契約書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業事業契約書（案）、基本協定書（案）：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業基本協定書（案）
 提案書作成要領【記載要領】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【記載要領】、提案書作成要領【様式集】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【様式集】
 提案書作成要領【提案書 記載要領】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【提案書 記載要領】、提案書作成要領【提案書 様式集】：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業提案書作成要領【提案書 様式集】

No	見出し符号					項目名	質問・意見	回答
	様式等	頁	節	細節1	細節2			
14	提案書 記載要領	3	6			企業名の記載 表紙の右肩の数字	質問 提出部数30部のうち1部については、構成企業等及び協会社並びに応募アドバイザー、その他入札に関し特定の入札参加者への支援・協力を行う者の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）（以下「構成企業等の個別の名称等」という。）を行うことができる、とされていますが、この冊子の表紙の右肩に入れる数字は、1/30 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	様式16 I-2	2	3	(2)	ア	構成企業の役割、責任分担、業務執行体制	質問 一つの業務を複数の企業で実施する場合において、甲型の共同企業体により業務を実施する場合は、複数社が同一の業務を協働して実施することになりますが、その場合、業務分担の記載は、同一の内容を記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	一つの業務を複数企業で分担する場合は、明確に区分できなくとも、分担する業務の内容や役割をできる限り細かく分けて記載してください。 また、甲型の共同企業体を複数設置し、複数の業務を担当する場合は、各共同企業体における業務分担を記載してください。
16	2		1	(2)	ア	一つの業務を複数の企業で分担する場合の業務内容	意見 設計業務と施工業務を一つの甲型共同企業体を実施する場合、複数社が同一の業務を協働して実施することになりますので、各社の業務分担の記載は、同一の内容を記載すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	一つの業務を複数企業で分担する場合は、明確に区分できなくとも、分担する業務の内容や役割をできる限り細かく分けて記載してください。 また、甲型の共同企業体を複数設置し、複数の業務を担当する場合は、各共同企業体における業務分担を記載してください。
17	添付1	2				全体収支計画（添付1 - ②）設計計画	質問 「路線ごとに年度割した設計費（上段）及び前払金支払い請求額（下段）に記入してください。」とありますが、上段には前払金を含む、年度での設計費を記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	添付1	2				全体収支計画（添付1 - ③）工事計画	質問 「路線ごとに年度割した工事費（上段）及び前払金支払い請求額（下段）に記入してください。」とありますが、上段には前払金を含む、年度での工事費を記載すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

※形式的な調整を除き、質問内容はいただいた原文のまま掲載しております。